

# いしかわ

**Bande**  
コ・ロ・ナ

コロナ禍の中での無料相談会・新聞広告・TVC M

## 新たな模索 広報月間

**特集** 各部総括 何を継承すべきなのか

**特集** 監察・茅野が斬る「コロナ禍と対峙する」

実績を積み重ね  
大きくなった  
石川県行政書士会の鉛筆。  
そして2年間の実績を  
しっかりと書き留める。



- どすこい壁ちゃん訪問記
- コロナ禍と石川県行政書士会 II
- 歴代会長をご存知でしたか？
- 行政手続きの押印廃止



# 目次

## 年頭のご挨拶

石川県行政書士会会長 向井 隆郎 .....	1
日本行政書士会連合会会長 常住 豊 .....	2
石川県知事 谷本 正憲 .....	3

---

広報月間特集 .....	4
行政書士制度広報月間報告 .....	7
特集 コロナ禍と石川県行政書士会Ⅱ .....	8
特集 総括、継承、繋ぐ .....	10
特集 監察・茅野が斬る「コロナ禍と対峙する」 .....	16
特集 押印廃止～すべては、あのときから始まった～ .....	19
特集 どすこい壁ちゃん訪問記 四 .....	21
特集 歴代会長をご存知でしたか .....	22
パブリシティ .....	24
行政書士試験実施報告 .....	26
特定行政書士法定研修・考査実施報告 .....	27
業務研修会及び専門業務研究会について .....	28
石川県外国人材受入サポートセンターの紹介 .....	29
コスモス石川活動報告 .....	30
政連だより .....	31
第3回理事会報告 .....	32
支部だより .....	33

---

新しい11人の仲間紹介 .....	36
会務日誌 .....	38
会員の動き .....	41
会員のコーナー .....	42

---

## 年頭のご挨拶

石川県行政書士会 会長 向井 隆郎



新年明けましておめでとうございます。

令和3年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

また、日頃より、会員の皆様におかれましては、当会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、本年は、行政書士制度70周年という節目となる年です。昭和26年2月22日に行政書士法が公布されてから70年を迎え、当会でも記念式典を挙行する予定でした。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止せざるを得なくなったことは残念でなりません。

当会の過去の文献をみますと、「創立当時は、僅か会員は数名、昭和26年から昭和35年までの会の活動については明らかでなく、会長名も不明である。」とあります。それから、70年の歳月を経た今、令和3年1月1日時点で会員数は385名（うち、法人会員数は4名）となっており、会員数の増加だけをとりもっても時代の変遷とこれまでの労苦を感じ、当会の今日があるのも先人のたゆまぬ努力の賜物であると、改めて感謝の念に堪えません。

昨年は、新型コロナウイルス感染症により、我々を取り巻く状況が一変した年となりました。その変化は、今年更に顕著なものとなるでしょう。かつて、申請書は紙に手書きの時代があり、ワープロ、パソコンでの書類作成へと変わり、今まさに1000年以上続いた紙の時代が終わりを告げ、電子申請の時代へと入っているように感じています。

今年に入って既に、押印廃止の流れは一気に加速しており、行政手続のあり方が大きく変わろうとしています。報道では、官民手続に関して、1)押印廃止、2)書面・対面の撤廃、3)常駐・専任義務の廃止、4)支払い

のデジタル化を順次進めるとして、押印廃止については、約1万5千の行政手続のうち、99.247%の手続で押印を廃止できると発表されています。

しかし、急激な変化についていけない所謂デジタル弱者や情報弱者と言われる方々が一定数存在するのも事実です。当会では昨年、持続化給付金や石川県経営持続支援金等の相談窓口を設置しましたが、サポートがなければ電子申請ができないという相談が実際に多く寄せられ電子申請の支援を行いました。今こそ、行政書士法にある「行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資する」という目的に鑑み、我々は、過渡的なデジタルシフトの渦中において、その役割を果たしていかなければなりません。

一方、行政手続のデジタル化の流れは、事務手続のフローの変化であり、我々の業務の本質的な問題ではありません。行政のデジタル化は、最終的には、直接的に国民の利便に資するものであり、近い将来、誰もがそのメリットを享受することになります。そのとき、我々に求められるのは、今までも今からも変わらず、手続の方法ではなく手続の中身であることは間違いありません。許認可申請であれば、どれだけ業法を熟知しているかが、今まで以上に問われるのではないのでしょうか。

いつか、この令和3年を振り返った時には、行政書士制度の転換期であったと、思い返す年になるような気がしてなりません。そのような年の新年を迎え、会員の皆様のために何ができるのかを考え、具体的な事業として実行に移してまいります。引き続き、会員の皆様からのなお一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、新型コロナウイルスの終息を心から祈りつつ、会員の皆様の本年益々のご発展とご健勝を心よりご祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。



日本行政書士会連合会 会長 常住 豊

令和3年の新春を迎え、謹んで御挨拶を申し上げます。

石川県行政書士会及び会員の皆様におかれましては、日頃より日行連の事業推進に対し御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、各地においては行政機関並びに地域住民からの期待に応え、行政書士制度の発展のために御尽力をいただいていますこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年世界を席卷した新型コロナウイルスにより私たちの生活は一変し、凶らずも日本におけるデジタル化推進の契機となりました。この間、各種コロナ支援事業に対する行政書士の活用を主とした要望活動は、関係各位の御協力により一定の成果を上げることができました。一方で、政府から示された「デジタル庁」の新設により、社会のデジタル化はより一層加速度を増し、私たち行政書士にとってもいよいよ本格的に変革を迫られる段階に突入しようとしています。このような社会の転換期においても変わらず、国民の声に耳を傾け、地域に根ざした身近な良き相談相手として行政書士が活躍していくために、デジタル社会における行政書士業務を確立すべく喫緊の対応が求められています。

日行連では、デジタル・ガバメントへの対応として、昨年、デジタル推進本部プロジェクトチームを立ち上げました。プロジェクトチームでは、次年度のデジタル推進本部発足に向けて、関係省庁等への働きかけなどを行い、デジタル政策への対応について検討しています。行政手続の専門家として行政書士が国民と行政の架け橋と

なり、政府が推進するデジタル社会をより良い方向へと導けるよう、デジタル・ガバメントに関する日行連の方針を明確に示し、随時、政策提言を行ってまいりたいと考えています。

上記デジタル化への対応を最優先事項としながらも、地域との共生、役所との共生、他士業者との共生の「3つの共生」、更には多文化との共生を標榜する基本方針に則り、各種事業の完遂に向けて、鋭意対応を進めてまいります。また、先般開催いたしました各地方協議会との連絡会において、組織のガバナンスや今後の展望等について様々な御意見・御要望をいただいたところですが、これらについても現場の声としてしっかりと受け止め、次年度の具体的な活動につなげてまいりたいと考えています。

本年は行政書士制度70周年を迎える節目の年であり、また改正行政書士法が施行される重要な年でもあります。コロナ禍ではありますが、本年中には行政書士制度70周年記念式典を開催したいと願っています。日行連会長として今一度気を引き締め、行政書士制度の発展と社会的地位の向上に全力を尽くしてまいります。会員の皆様におかれましても、引き続き地域住民や企業、行政から必要不可欠な存在として認知されるべく、地域貢献並びに業務に精励していただきますようお願いいたします。

この新しい年が石川県行政書士会並びに会員の皆様にとって心豊かに過ごせますよう、そして飛躍の年となりますよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

## 石川県行政書士会令和3年度 知事年頭挨拶



石川県知事 谷本 正憲

新年明けましておめでとうございます。

令和3年の年頭にあたり、石川県行政書士会の会員の皆様に謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

去年は、新型コロナウイルス感染症により、県政を取り巻く状況が一変した1年となりました。県では、累次の補正予算を編成し、ありとあらゆる対策を講じていますが、行政書士会の皆様方にも、無料相談会の開催など様々な面でご尽力いただいていることに、心から感謝申し上げます。

さて、こうした中にあっても、昨年、金沢港クルーズターミナルや金沢城公園鼠多門・鼠多門橋、国立工芸館が完成し、縁付金箔製造を含む伝統建築工匠の技がユネスコの無形文化遺産に登録され、本県の魅力や伝統文化に厚みが加わりました。

現在は、新型コロナウイルスの影響を受けていますが、これによって本県の勢いが失われた訳ではありません。引き続き、感染症対策に万全を期しながら、今年の夏に開催が予定されている東京オリンピック・パラリンピックや令和5年の国民文化祭、北陸新幹線の県内全線開業も見据え、陸・海・空の交流基盤の整備、活用をはじめ、産業の競争力強化や、本県の個性の磨き上げ、デジタル化の推進、安全・安心の確保についても着実に取り組んでいく必要があります。

北陸新幹線については、日本海側の大動脈としての役割を最大限発揮するためにも、敦賀・大阪間の令和5年度当初の着工とフル規格による早期全線整備に向けて、引き続き、国に強く働きかけてまいります。

道路網については、県内各地の幹線道路ネットワーク整備を着実に進めてまいります。また、金沢港は新たな賑わいの拠点となっており、貨物、クルーズ、賑わいの機能を最大限発揮するための「分区」制度の導入や国内クルーズの誘致に取り組むなど、更なる飛躍を期してまいります。小松空港、のと里山空港については、感染状況を見極めながら利用促進を図ってまいります。

さらに、新県立図書館については、令和3年度の建物完成に向け整備を進め、金沢城公園二の丸御殿については、まずは「表向」の復元を目指し、基本方針の策定などを進めてまいります。

そして、安全・安心の確保は県政の基本であり、治水対策をはじめとする防災・減災対策や、防災士の育成など地域防災力の向上に取り組むほか、県立中央病院による高度専門医療の提供や、医師・看護師の確保・養成など医療提供体制の確保にもしっかりと取り組んでまいります。

教育については、児童生徒の学力・体力の向上に向けた取り組みを進めるとともに、教員の資質向上を図り、教育水準の維持・向上に努めてまいります。

行政書士会の皆様方におかれましては、県民に最も身近な「街の法律家」として、今後とも、安全・安心な地域社会の実現に向け、県政の発展に一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後に、石川県行政書士会の今後益々のご発展と会員の皆様のご健勝とご多幸を心からご祈念申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

# 広報月間特集

広報・監察部 副部長 吉田 美緒

## ①表敬訪問、ラジオ出演

令和2年9月28日(月)、向井会長、小山内社会貢献部長、小関広報・監察部長が、テレビ局各社、新聞各社を表敬訪問し、本年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、十分な対策を施したうえで規模を縮

小し無料相談会を開催すること、また、石川県から委託を受けた持続化給付金の相談、持続化給付金の交付通知を紛失された方向けの確認証発行手続きなど新型コロナウイルスへの取り組みをPRしました。

9:45 北陸朝日放送



10:45 石川テレビ



11:15 北陸中日新聞



13:15 北陸放送



14:00 北國新聞

14:45 NHK

15:15 北陸建設工業新聞



16:00 テレビ金沢



令和2年9月30日(水)、行政書士広報月間スタートに合わせて、森副会長がラジオかなざわに出演いたしました。

行政書士制度周知の為、当会の日々の活動や、コロナ禍の中で当会が石川県から要請を受けて行っている持続化給付金の申請支援事業、石川県経営持続支援金の申請に必要な持続化給付金の交付通知を紛失した事業者の方のための確認証交付業務などについて終始和やかにトークが繰り広げられました。森副会長出演の直前には、持続化給付金の不正受給がテーマとして取り上げられており、絶好のタイミングでPRが出来ました。



70th ANNIVERSARY

人生は、「どうする?」の連続だ。



START



一步踏み出す、あなたのそばに。

主な業務内容  
 ・相続・遺言・成年後見  
 ・建設業許可申請、在留資格申請  
 ・新型コロナウイルスに関する給付金・補助金申請  
 ・会社・法人設立・その他許認可申請

無料相談会 【予約不要】  
 【輪島会場】輪島ショッピングセンターファミー 10/4@ 10:00~16:00  
 【七尾会場】七尾サンライフプラザ3階13会議室 10/4@ 10:00~16:00  
 【金沢会場】金沢港クルーズターミナル2階開業デッキ 10/3@ 4@ 10:00~16:00  
 【加賀会場】アピオシティ加賀 10/3@ 13:00~15:00  
 【電話相談会】076-268-9110 10/2@ 3@ 4@ 10:00~16:00  
 【オンライン相談会】10/3@ 4@ 10:00-16:00 ZOOMによるオンライン相談会開催  
 詳細はこちらから 石川県行政書士会 検索

- |  |  |   |   |   |   |   |
|--|--|---|---|---|---|---|
| 珠洲市 TEL.0768)<br>唐澤 正 ☎82-0770<br>輪島市 TEL.(0769)<br>中村 敏彦 ☎23-1650<br>能登町 TEL.(0768)<br>濱田 哲司 ☎72-0088<br>大森 千歳子 ☎62-1378<br>坂下 和男 ☎84-5021<br>穴水町 TEL.(0768)<br>小幡 栄 ☎52-3085<br>志賀町 TEL.(0767)<br>太田 篤 ☎32-3383<br>中谷 政子 ☎46-1787<br>高山 幸 ☎37-1981<br>田中 登 TEL.0767)<br>中尾 登町 TEL.(0767)<br>林 建治 ☎74-0160<br>端井 義之 ☎77-1858<br>七尾市 TEL.(0767)<br>大塚 平樹 ☎53-2208<br>津田 亨 ☎52-6433<br>古川 久次 ☎53-4764 | 春山 登夫 ☎57-3096<br>多賀 聖道 ☎58-3286<br>宝達志水町 TEL.(0767)<br>寺分 勇 ☎28-2352<br>林 正志 ☎29-3209<br>羽咋市 TEL.(0767)<br>高原 美己子 ☎22-0056<br>津幡町 TEL.(076)<br>中川 大 ☎288-8841<br>出見 雅之 ☎216-7784<br>宇野 敏彦 ☎288-7875<br>坂本 明世 ☎255-6801<br>内灘町 TEL.(076)<br>河野 俊雄 ☎238-3832<br>高桑 久雄 ☎286-6188<br>高桑 真知子 ☎286-6188<br>高澤 茂信 ☎286-0595<br>小泉 和平 ☎255-2392<br>高桑 雅復 ☎286-6188<br>本郷 友 ☎286-8464<br>金沢市 TEL.(076)<br>島 善寛 ☎207-0730 | 西郷 由雄 ☎291-0815<br>後出 博敏 ☎222-3377<br>重森 善司 ☎291-7552<br>竹野 廣治 ☎247-3447<br>土屋 富士雄 ☎291-8241<br>藤井 國徳 ☎242-2809<br>北澤 正彦 ☎291-4939<br>山崎 修二 ☎266-2301<br>吉田 純一 ☎298-1221<br>宮川 外茂次 ☎261-5773<br>川本 剛生 ☎255-2585<br>中嶋 厚夫 ☎291-7537<br>西木 和則 ☎226-0885<br>滝野 信恒 ☎269-4155<br>片山 義宏 ☎249-5591<br>末岡 紀久 ☎221-1216<br>の場 晴次 ☎254-5566<br>寺田 隆 ☎265-5433<br>山本 洋子 ☎263-2120<br>山本 忠 ☎263-2120<br>西山 史 ☎291-8626<br>堀内 政徳 ☎240-1771 | 長田 和彦 ☎224-0888<br>永倉 幸司 ☎241-0464<br>荻野 野郎 ☎223-6581<br>三村 正夫 ☎234-2289<br>原尾 太一 ☎268-0559<br>上岡 社一 ☎298-1998<br>明石 彰貴 ☎252-8184<br>向井 隆郎 ☎257-8067<br>沼田 佳寿代 ☎267-6645<br>齋田 隆弘 ☎220-6570<br>佐味 太信 ☎259-2004<br>山田 康子 ☎291-2610<br>小関 隆一 ☎255-1602<br>藤原 史郎 ☎251-5892<br>伊藤 武 ☎267-0205<br>森 昌文 ☎213-5126<br>藤原 一郎 ☎208-4094<br>若林 富昭 ☎296-3770<br>岡田 敏彦 ☎225-5112<br>守村 彬宏 ☎249-9451<br>村野 亮也 ☎263-4766<br>藤原 純平 ☎255-0012 | 宮田 賢 ☎249-2961<br>小川内 信平 ☎216-3568<br>谷川 竜一 ☎254-5136<br>酒下 俊一 ☎231-3522<br>森田 真由美 ☎225-7914<br>西海 雅雄 ☎249-3288<br>西郷 光雄 ☎291-0815<br>寺越 和生 ☎090-8965-2113<br>笠 貴利子 ☎090-8308-9896<br>北島 一治 ☎259-3066<br>木原 奈緒美 ☎255-2022<br>浦本 里美 ☎260-1258<br>高橋 慎一 ☎080-1516-7191<br>下平 晋 ☎238-5150<br>扇谷 秀則 ☎207-4047<br>森本 巧 ☎256-5972<br>三野 和宏 ☎254-1855<br>吉本 忠則 ☎259-5479<br>野村 薫 ☎224-5190<br>野々市市 TEL.(0767)<br>新道 隆治 ☎287-0850<br>岩本 美恵子 ☎210-3003 | 吉岡 大輔 ☎294-5704<br>阪 政祐 ☎209-0540<br>白山市 TEL.(078)<br>宮本 守 ☎276-4047<br>藤井 健一 ☎275-6190<br>上田 耕雄 ☎275-8369<br>中 英樹 ☎278-3455<br>丁子 泰臣 ☎275-6768<br>土生 晃也 ☎275-8656<br>前川 仁恵 ☎272-7000<br>了海 達郎 ☎278-7748<br>水田 伸夫 ☎274-1139<br>新海 林孝 ☎254-0063<br>本村 和雄 ☎090-3290-0055<br>黒川 孝之 ☎256-2823<br>西井 豊二 ☎276-0114<br>村上 充 ☎277-2203<br>川北町 TEL.(078)<br>山田 洋一 ☎277-0745<br>能美市 TEL.(0767)<br>近藤 守 ☎55-3009<br>北村 博博 ☎46-6252 | 西川 克司 ☎51-5038<br>竹田 朋臣 ☎58-5334<br>小松市 TEL.(0781)<br>津澤 典 ☎22-8231<br>菅原 博之 ☎24-3200<br>藤原 弘 ☎24-5300<br>藤倉 賢 ☎23-0353<br>山崎 豊 ☎20-3175<br>武田 友紀子 ☎22-4206<br>山内 弘者 ☎58-0755<br>西山 裕子 ☎21-0787<br>我妻 隆明 ☎21-7022<br>吉田 美雄 ☎48-4567<br>柳井 康 ☎24-5300<br>加賀市 TEL.(0761)<br>佐々木 長正 ☎72-1134<br>吉田 義明 ☎72-0590 |
|--|--|---|---|---|---|---|

石川県行政書士会 920-3203 金沢市鞍月2丁目2番地 石川県縦横会館3F  
 Tel.076-268-9555 Fax.076-268-9556 E-mail office@ishikawagyousei.org  
 石川県行政書士会 Facebookページはこちら

## ②新聞広告制作に込めた私達の秘めた想い

令和2年10月1日(木)、北國新聞に石川県行政書士会の広告が全面カラーで掲載されました。今回の広告タイトルは、「行政書士と歩む人生体験ゲーム」。

コロナ禍で従来の広報月間活動が行えない中、今年度の広報月間は、PRを行政書士制度周知に絞り、活動を行いました。おうち時間が多い中で、どうやったらお子様からご年配の方々にまで行政書士制度をPRできるか、毎日のように広告代理店と打ち合わせを行いました。朝読んで閉じてしまう新聞ではなく、家族で新聞を広げ

## ③新規制作CMの舞台裏

石川県行政書士会では今年度の広報月間に合わせて、更なる行政書士制度PRのためCMをリニューアルいたしました。10月1日からの4日間、テレビ金沢(4ch)と北陸朝日放送(5ch)で放映されました。今回は、その撮影風景の舞台裏を紹介します。

令和2年9月22日(火)、金沢市内某スタジオにおいてCM撮影が行われました。今回のCMは、依頼者である会社経営者の方がAIに話しかけ相談をするところからスタート。AIに話しかけてもAIが意味を汲み取れずに

(CM撮影風景)



左:依頼者である会社経営者役 岡山さん  
右:行政書士役 古市さん

## ④広報月間を終えて

過去最高の相談が寄せられた昨年の広報月間。

広報月間の広報担当者として、今年はどう広報月間に向き合うか、今の時代に大切なものは何かということ日々考え悩みました。

考え抜いた結果、こういった時代だからこそ広報・監察部として新しい取り組みを率先してやるべきだと思ひ、新たな取り組みをいくつも行わせて頂きました。

楽しんでもらえるそんな新聞広告にできないかと考える中で出てきたのが、この「行政書士と歩む人生体験ゲーム」でした。

私は、行政書士は人生のプラスの分岐点で関わる事ができる数少ない素晴らしい職業だと思っています。行政書士が人生の中でここまでかというほど力になれること、そしてこの新聞広告を見て行政書士を目指す方々が1人でも増えてほしいという想いを込めて、この新聞広告を制作しました。少しでも多くの県民の皆様にお手に取って頂き活用して頂けたなら幸いです。

困っていたところに行政書士が登場。どんな便利な時代になっても暖かさを感じる専門家に的確に相談に乗って欲しい、専門家としてAIに出来ない相談に応じたい、両者の想いが込められたCMが出来上がりました。

CM撮影は夕方にまで及び、15秒の作品を創るためにここまでこだわるのかと思うほどのプロの本気を見ることが出来ました。

今回制作したCMは、右下のQRコードから視聴可能です。たくさんの会員の方に見て頂ければ幸いです。



カメラマンさん、音声さんが  
チェック中です…!!

石川県行政書士会  
テレビCMはコチラ



協力して下さった全ての方々に感謝の気持ちでいっぱいです。

人生体験ゲームの構成を考え、コマの内容では部員の皆さんの感性を取り入れ、ひとつひとつ掲載までの内容を決定して行く時間は、会務に関わったこれまでの時間の中で最も充実した時間でした。

私達広報・監察部は、次年度以降も、時代の変化に合わせて、「新しい広報」を展開していきます。



## R2年度 無料相談会結果報告書

## ■ 無料相談会内容別相談件数

	電話相談	各支部の面談による無料相談					合計
		金沢	小松	七尾	輪島	加賀	
遺言・相続(登記、税務対策を含む)	12	26	大 新 防 止 コ ロ ナ ウ ィ ル ス 開 催 中 止 拡	5	4	6	53
各種契約(贈与、売買、請負、賃貸借等)	4	1		0	1	0	6
定款、内容証明、会計帳簿	0	0		3	0	0	3
不動産関係	1	1		0	0	0	2
戸籍関係(結婚、離婚、養子縁組等)	1	0		0	0	0	1
知的財産(著作権)	0	0		0	0	0	0
その他	4	5		1	0	0	10
小 計	22	33		0	9	5	6
許認可申請手続(建設、風俗営業等)	0	0	大 新 防 止 コ ロ ナ ウ ィ ル ス 開 催 中 止 拡	0	0	0	0
法人設立等	0	0		0	0	0	0
土地開発	0	0		0	0	0	0
農地転用	0	0		0	0	0	0
自動車関係(車庫証明を含む)	0	0		0	0	0	0
入管関係(外国人労働者等)	0	1		0	0	0	1
その他	5	0		0	0	0	5
小 計	5	1		0	0	0	0
合 計	27	34	0	9	5	6	81
昨年合計	82	232	20	20	9	12	375

## ■ 無料相談件数の推移(7年間)

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
電話相談	65	32	52	43	58	82	27
支部無料相談会(対面)	136	124	118	152	184	293	54
合 計	201	156	170	195	242	375	81

## ■ 市町広報誌掲載結果

	掲載された市町	合計	昨年
金沢支部	津幡、内灘	2	3
小松支部	能美市、小松市	2	2
七尾支部	七尾、志賀、宝達志水、羽咋	4	3
輪島支部	輪島、珠洲、穴水、能登町、中能登	5	3
加賀支部	加賀	1	0
合 計		14	11

## ■ 新聞広告掲載会員数の推移(7年間)

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
掲載会員数	104	108	112	117	118	133	131

# コロナ禍と 石川県行政書士会 II

2020.07.16  
～ 2021.01.09



**猛威を振るうコロナ第3波が、  
更なる世界的感染拡大を及ぼし、  
収束の見通しが立たない中、  
ウィズコロナ下での  
今後の展望を考えておくべき。……。**

10月2日、トランプ大統領が新型コロナウイルスに感染。トランプ大統領自身とメラニア夫人がウイルス検査で陽性と判定されたことをみずからのツイッターで公表。

7月18日、世界の死者 60万人超える。  
7月22日「Go Toトラベル」キャンペーン始まる。  
国内の1日の感染者795人 過去最多。  
7月23日、東京都366人感染確認 過去最多。  
7月27日、WHO「パンデミックは加速し続けている」  
7月28日、国内の死者1,000人超える(クルーズ船除く)  
8月11日、世界の感染者2,000万人を超える。  
8月20日、対策分科会「流行はピークに達したと見られる」と見解発表。  
8月下旬、これまで日本中がマスク不足であったが、ようやく店頭  
に箱マスクが積み残されている状態が見られるようになった。



10月5日、本会研修会(建設業許可)開催。Zoomにて実施。  
10月7日、本会において持続化給付金等相談(申請支援)、  
第8回目実施。

10月12日フランス、イギリス、スペインで1日の感染者が1万人を  
超える日が続く。  
10月14日、フランス、3ヶ月ぶりに非常事態を宣言。



10月20日、本会研修会(入管業務コンプライアンス)開催。  
Zoomにて実施。  
11月4日、本会において持続化給付金等相談(申請支援)、  
第9回目実施。

11月5日、1週間にクラスターが100件超 前週の1.6倍 9月以  
降最多。厚生労働省によると、11月2日までの1週間に全国で確  
認されたクラスターは合わせて103件で、前の週のおよそ1.6倍  
に増加。最も多かったのは「企業や官公庁など」で29件、次いで  
「飲食店」が20件、高齢者施設などの「福祉施設」が18件、「学  
校・教育 施設」が11件、「医療機関」が9件など。  
また、11月2日までのおよそ1か月間に確認されたクラスターは  
合わせて341件で、これまでに確認されたクラスター全体の2割  
近くに。



8月26日、本会において持続化給付金等相談(申請支援)、第5  
回目実施。

8月28日、政府、感染症法に基づく入院勧告による保健所等の  
負担を減らすため新型コロナ感染者への対応、ルールの見直し  
を検討。政府、新型コロナ対策の新たな方針発表。医療提供体  
制の確保、検査体制の抜本的な拡充、ワクチン2021年前半ま  
でに国民に提供できる数の確保。



9月2日、本会において(臨時)持続化給付金等相談(申請支  
援)、実施。

9月5日、WHO＝世界保健機関スワミナサン氏、ワクチンを公平  
に分配する国際的な枠組みでの供給を来年中頃には始められ  
るという見通しを明らかに。



11月8日、金沢医療技術専門学校にて令和2年度行政書士  
試験が行われる。  
例年とは異なり、新型コロナウイルス感染症対策を徹底。アル  
コール消毒の設置、試験監督員と受験生全員のマスク着用、座  
席は間隔を空けて配置し、試験室数を増やし、定期的な換気  
にも気をつけて試験を実施。



9月7日、本会において(臨時)持続化給付金等相談(申請支  
援)、実施。

9月8日、「Go Toトラベル」事業について、国土交通省は観光地  
で買い物や飲食に使える「地域共通クーポン券」の利用を10月1  
日から始めると発表。行政書士が代理で取扱店舗の登録申請で  
きる専用ページも開設された。



9月9日、本会において持続化給付金等相談(申請支援)、  
第6回目実施。

9月13日、WHOの集計によると、新型コロナウイルスの新規感  
染者数が全世界合計で過去24時間に過去最多となる30万7930  
人を記録。



9月18日、本会業務研修会(相続業務)開催。Zoomにて実施。  
9月23日、本会において持続化給付金等相談(申請支援)、  
第7回目実施。  
本会による社会貢献事業では、7月から行われている持続化給  
付金等相談(申請支援)が継続的に開催され、9月には多くの相  
談および給付対象者確認書発行などがなされた。  
10月は行政書士制度広報月間であり、本年は、新型コロナウ  
イルスの対策を施した上で開催。また、Zoomを活用したリモート相  
談会場も設置。

11月10日、政府分科会、「急速な感染拡大の可能性も高い」と  
の緊急提言。

冬場にも社会や経済活動と感染対策を両立できるよう、一般の  
人たちが自治体や国などに求められる5つの対策を示した。

「今までよりも踏み込んだクラスター対応」

「対話のある情報発信」

「店舗や職場などでの感染防止策の確実な実践」

「国際的な人の往來の再開に伴う取り組みの強化」

「感染対策検証のための遺伝子解析の推進」

米製薬大手ファイザーが開発中の新型コロナウイルスのワクチン  
について、外部の独立した委員会が臨床試験のデータを分析した  
暫定的な結果を発表。「90%を超える予防効果がある」として  
いる。

ワクチン開発の専門家は「事実であれば好意的に受け止めたい  
が、中間評価でしかないので慎重に見るべきだ」と話す。

11月12日、新型コロナ 国内の感染確認1,661人1日として過  
去最多となった。

日本国内感染者数 2020.01.16 ～ 2021.01.09



11月16日、菅首相「Go Toイート」感染地域で“5人以上は対象外” 都道府県知事に検討要請の考えを示す。

11月18日、国内感染者数が過去最多の2,201人に。東京都、過去最多の493人で感染状況を最高レベルに引き上げへ。米ファイザーが“ワクチンの有効性95%”と発表。FDAに緊急使用許可申請へ。


11月19日、国内感染者数 2,388人に。東京都、534人でともに2日連続で過去最多を更新。

11月20日、政府分科会、これまで通りの対応では、医療提供体制がひっ迫する可能性が高く、結果的には経済や雇用への影響が甚大になってしまおうと指摘。3週間程度の短期間に集中してこれまでより強い対策が必要だとし、政府に「Go Toキャンペーン」の運用の見直し、「営業時間の短縮」、「移動の自粛要請」を提言。米ファイザーが、開発中の新型コロナウイルスワクチンについて、正式な承認の前に緊急での使用を可能にする許可をFDA＝アメリカ食品医薬品局に申請。日本政府、2021年6月末までにおよそ6,000万人分のワクチンの供給を受けることで基本合意。


11月21日、国内感染者数、全国で発表された1日の新型コロナ感染者は2,596人となり、4日連続で最多を更新。

11月24日、石川県 新型コロナ感染者 県内計836人に。

11月27日、政府分科会 尾身会長「個人努力だけに頼るステージ過ぎた」東京都 1日の新型コロナ感染者数570人確認 過去最多。重症者61人

 11月30日、本会研修会（経審改正・建設キャリアアップシステム）開催。新型コロナ感染拡大防止対策を行い金沢ものづくり会館でスクリーンを通して実施。

米製薬会社モデルナも米ファイザーに続き、米当局に新型コロナワクチンの緊急使用許可申請。日本政府、2021年秋までに2,500万人分のワクチンの供給を受ける契約。

 12月2日、本会において持続化給付金等相談（申請支援）、第10回目実施。

日本医師会長「感染者がこれ以上急増すれば医療提供不可能に」「新規感染者の年代構成が中高年に移ってきており、明らかに想定したとおり、悪い方向に行っている。日本が誇る公的医療保険制度、国民皆保険が命と健康を守ってきたが、もうすでに崩れ始めているところもある」と述べた。

イギリス政府、ファイザー開発の新型コロナワクチンに安全性や有効性が確認できたとして承認されたと発表。翌週よりイギリス国内でワクチン使用可能に。

12月5日、石川県 新型コロナ感染者 県内計867人に。

12月8日、防衛省が医療体制ひっ迫の旭川市に看護師など10人派遣決める。イギリスでファイザーの新型コロナウイルスのワクチン接種が始まる。

 12月9日、本会において確認書、持続化給付金面談対応。

12月12日、病床ひっ迫5都道府県（北海道や東京都、大阪府、兵庫県、高知県）が「最大で確保できる病床の使用率」が50%を超える、と「ステージ4」に。

「医療の提供体制が機能不全のおそれ」

12月13日、石川県 新型コロナ感染者 県内計910人に。

 12月14日、本会において持続化給付金確認書発行依頼対応。

アメリカでファイザーの新型コロナワクチンの接種が始まる。

12月15日、政府、「Go Toラベル」全国一時停止へ。地域限定の対応から方針転換。

 12月17日、本会研修会（経審虚偽申請防止）開催。Zoomにて実施。

国内感染者数、全国で発表された1日の新型コロナ感染者は、3,210人。過去最多。

東京都1日の新型コロナ感染者数822人確認 過去最多。

東京都の医療提供体制、4段階ある警戒レベルのうち最も高い警戒レベル「ステージ4」に初の引き上げ。

12月18日、厚労省 新型コロナワクチン2月下旬の接種開始準備を指示。

12月19日、病床ひっ迫 深刻化7都道府県（新たに愛知県、三重県）で「ステージ4」の指標超え。このほか、合わせて22府県（石川県含む）で、医療提供体制に大きな支障が出るおそれがある「ステージ3」の指標を超える。

関西2府4県などが「緊急宣言」を採択。

12月20日、石川県 新型コロナ感染者 県内計960人に。東京都 新型コロナ 新たに556人感染確認 月ごとで初の1万人超え。

12月21日、新型コロナ 世界の感染者7,655万人 死者168万人。国内感染者数、20万人を超える。


12月25日、尾身会長「首都圏の感染止めないと全国の拡大止めるの難しい」、コロナ変異ウイルス 空港に到着の5人感染 検疫で初確認

12月26日、日本政府、全世界からの外国人の新規入国28日から1月末まで停止。

12月27日、病床ひっ迫7都道府県で「ステージ4」の指標超える。

12月31日、東京都で1,337人 全国で4,520人の感染確認、ともに過去最多。

東京都では、年明け1日の感染の確認が6日連続1,000人を超える。

 1月6日、本会において持続化給付金等相談（申請支援）、第11回目実施。

1月7日、菅首相が緊急事態宣言を発令。対象となる地域は東京、神奈川、埼玉、千葉、期間は1月8日から2月7日まで。

広報・監察部  
高桑雅俊・田中 傑・前川仁恵・宮田 貢





早いもので、来年度の定時総会の終結をもって、役員としての任期が終わろうとしています。私自身は、会長職として2期4年目を迎えておりますが、現在も新型コロナウイルス感染症の影響の真っ只中にあり、とても任期を振り返るような心境にありません。しかし、次につなげるためにも、当初目指していた事業活動ができていくかどうか検証しなければなりません。

今年度に限って言えば、コロナ禍のため全く事業計画どおりにはなりませんでしたが、その代わりに県内事業者に対しての持続化給付金等の相談対応や申請支援、オンラインでの研修会や会議の開催など、このような状況でなければ行われなかったであろう活動をする事となりました。

対面の研修会は当面控えることとなりますが、オンライン研修の方が参加しやすいという会員の方も多く、コロナ禍が治まった後も、あらゆる場面でオンライン対応は継続していくつもりです。内容に関しては、今年度も昨年度と同じく、少なくとも月1回以上のペースで、重点的に研修を行う分野を決めて開催しています。重点分野は、昨年度は入管業務。そして、今年度は建設業務です。どちらも年間の半分程度を重点分野での開催、その他半分は多様な業務分野としました。より実務的で難易度の高い内容は業務研究会で取り組んでいただき、幅広く自己研鑽の場を提供することができるよう計画してきました。

また、電子申請や押印廃止の流れは、我々の業務フローを一変させます。会員の皆様が業務をしやすい環境を確保するためにも、自治体等へ積極的に提言していくことが不可欠です。特に、電子申請において代理申請者の記入欄等を設けていただくことなどは、現在、当会として申し入れをしているところです。

次に、社会貢献活動についてです。昨年度の広報月間の無料相談会では、過去最多の375件の相談が寄せられました。今年度は、コロナ禍で縮小して開催しましたので、相談件数81件と激減していますが、その代わりに、持続化給付金等の相談や申請支援で現在のところ69件の相

談に対応しました。今年度は、昨年度力を入れていた法教育事業や出前講座等の事業はほぼできませんでしたが、今はコロナ禍で困っている県民や事業者のためにできることを全力でやるのが最優先です。社会貢献活動は、国家資格者である我々の使命であるとともに、行政書士を知ってもらうための広報活動でもあります。

また、昨年度は、特定技能の在留資格が創設されたこともあり、外国人材の受入れを検討している中小企業等に対しての相談窓口として、石川県外国人材受入サポートセンターを7月に設置しました。申請取次行政書士の認知度を上げるため、引き続き積極的にPRしてまいります。

広報活動としては、新しい広報媒体の活用としてFacebookページを設け、タイムリーな投稿を心掛けました。行政書士の知名度は高くありません。あらゆる媒体を通して人の目に触れる機会を増やすことが大切です。

また、見せ方を工夫して目を引くようにしなければ印象に残りません。新聞・テレビ・SNS・自治体広報誌・CM・HP等、可能な限り露出を増やすことで、知名度を上げようと取り組みました。

今年度は、新聞広告では「行政書士と歩む人生体験ゲーム」として紙面をすごろくにしました。CMも刷新し、時代感覚を盛り込んだものとなりました。賛否両論あるかと思いますが、無難な内容では、記憶してもらえません。今後も、漫然とした広報活動とならないよう、常に新しい取り組みをしてまいります。

総括というには、まだまだ語りつくせませんが、将来を見据えて一年一年を大切にするという気持ちでやってまいりました。良くも悪くも新型コロナウイルス感染症の前と後で社会が大きく変わることは間違いありません。来年度は、これまでを引き継ぐものと引き継がないものに峻別し、アフター・コロナを見据えて、ウィズ・コロナ禍での新たな第一歩を踏み出していく所存です。



## 副会長 濱田 隆弘

桜の季節が終わりを告げ、さわやかな風が心地よい季節に平成から令和へと新たな時代を迎え、向井会長を筆頭に新執行部がスタートしたことがつい最近のように思い起こされます。

順風満帆に事業を行い、新たな取り組みにもチャレンジしている真っ只中に新型コロナウイルスが世界中に猛威を振るい、とどまるどころか拡大の一途をたどっている報道が今も毎日のようになされております。

先が予測できない時代においても行政書士制度の発展のため会務運営を停滞させることなくむしろ時代を先取りして先手を打たないと時代に取り残されるのではないかと常に危機感を抱きながら会務運営に取り組んでまいりました。

私が担当する業務部においては、一部例外がありますがオンラインでの研修会を定着させ、皆様もそろそろオンラインでの研修スタイルも慣れてきた頃ではないでしょうか。

事務所にいながら研修会に参加する事が可能でありますし、遠方の講師を招待する事も可能となり、コロナが落ち着いたとしても、このような新たなスタイルがストレスなく受け入れられた以上、全てを従来のスタイルに戻す事は難しくなりました。

また、新年を迎えると同時に、車庫証明や建設業許可に関する申請手続きをはじめ押印不要となる書類が増えており、今後、行政手続きのデジタル化が一気に加速する事を感じずにはいられません。

振り返ってみますと、現在に至るまでも時代の変革があり、我々の先達たちも時代の荒波に飲み込まれそうになりながらも必死に大波に立ち向かい行政書士制度を命懸けで死守してきたことでしょう。

さらに時代の変化に対応することにより国民からの信頼を確固たるものとし、行政書士の地位向上や業務拡大に心血を注いでこられたのでしょう。

現在、変化が激しく将来の予測が困難な時代を迎えております。

このような時代においても社会から行政書士が必要とされ、活躍できる現状は先達たちの並々ならぬ努力があつてこそだと言っても過言ではありません。

令和3年6月にはいよいよ改正された行政書士法が施行されます。

行政書士法第1条の目的規定が現行の「行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的とする。」から、「行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もつて国民の権利利益の実現に資することを目的とする。」に改正されます。

今後は「国民の権利利益の実現」という使命が加わりまして、より一層行政書士に対する国民からの期待が高まり我々の存在価値が向上することでしょう。

脈々と受け継いできた行政書士制度発展を願う先達たちの想いを決して無駄にすることなく、時代の大変革がもたらすであろう環境の変化を敏感に捉え、そしてピンチをチャンスと捉え、さらに発展させて次世代の行政書士へと繋げていくことが我々今を生きる現役の行政書士の大きな責務なのではないでしょうか。

任期を全うするその時まで皆様と一緒に行政書士制度のさらなる発展のために全身全霊を尽くす事をお誓い申し上げます。退任にあたってのご挨拶とさせていただきます。



## 副会長 寺分 努

この2年間、副会長の任を拝命し、色々な経験をさせていただきました。会員の皆様方には、感謝の言葉しかございません。この場をお借りして、御礼申し上げます。

振り返りますと、この2年間のうち、最初の1年間と次

の1年間で、これほどまでに状況が変わってしまうのか…ということも、身を持って体験した2年間でした。昨日までは「当たり前と思っていたこと」が、そうではなくなってしまうという感覚は、皆様も恐らくこの1年間で幾度と

なく体験したのではないのでしょうか？

当会の会務運営も、この1年間で大きく変わりました。理事会や部長会といった役員会や研修会の多くはリモートによる開催に切り替わり、人が集まるようなイベントは、ことごとく中止となりました。今後いつまで続くのか？という先が見えない状況ではありますが、引き続き会務は運営していかなければなりません。そして、こうした状況に対応していく形で当会の運営を「継承し、繋ぐ」必要があります。したがって、この原稿が会報に掲載される2月中旬も、その作業は継続しており、まだまだ総括という段階ではございません…。

人の移動や密集が制限されることで、好調だった観光業や飲食業は大きく衰退しました。今まで「当たり前と思っていたこと」が、大きく変わろうとしています。長期的には人口減少が進む我が国では、行政サービスの維持・効率化を図るため、県内各市町においても、特定地域への住民の集住や機能の集約化が進められてきておりますが、伝染病の感染拡大という見地からは、集住は逆に危険だということになってしまいます…。このように、何が正解で、何が間違いか混乱する状況は、しばらく続いて

いくでしょう。

また、私達の業務においても、もっとデジタル化が進んだらどうなるのか？押印が廃止になったらどうなるのか？といった差し迫った問題があります。恐らく、街の“はんこ屋さん”ほど直接的な影響は受けないとは思いますが、我々行政書士の業界を含め、全ての業界が今後「当たり前」に存続していくことは無いのではないのでしょうか？いわゆる「盛者必衰」の展開が加速していくという危機感には私自身、コロナ禍以前から持ち続けていましたが、その思いはコロナ禍により、ますます強くなってまいりました。しかしながら、そうした危機感を一人一人が持ち続けることこそが、業界を存続・発展させる大きな原動力になると私は考えます。

最後になりますが、当会は、向井会長をはじめ、会員の皆様のご尽力により、他の単位会からも一目置かれるような会となりました。さらに石川県の「行政書士」を発展させるためには、会員の皆様一人一人の力が必要です！

今後とも、石川県行政書士会を何卒、よろしく願い致します。



#### 副会長 森 眞一郎

早いもので令和元年度の定時総会にて副会長に選任されてから、あっという間に年月が過ぎていきました。

副会長という立場は会長の理念方針の実現に向けた事業を成功に導いていく支えていく補助輪的な役割と、担当している社会貢献事業部のより一層の推進をはかる旗振り役という大きな2つの役割があり、その責務に充分に応えることができたか、甚だ後悔と自責の念を感じています。

とくに昨年からのコロナ感染という未曾有の状況の中、今まで活発に事業を推進していた社会貢献事業の活動もほとんど実施することはできませんでしたが、その反面持続化給付金相談、県の証明書発行等、今まで関与していなかった団体等から支援を求める声があり、どんな状況下におかれても行政書士の果たす役割と必要とされているものは大きいものであるとつくづく実感もしました。

これからの行政書士を取り巻く環境は、以前の会報でも

お伝えしましたが、行政書士を取り巻く環境は一大転機を迎えており、従来通りの業務の在り方そのものを変える必要に迫られています。

行政手続きのオンライン化やワンストップ化の対応がすぐ目前までできており、デジタルファーストを含むデジタル三原則は必ず行政書士という業務のスタイルも一変させる大きなインパクトのあるものです。

しかし、どんな状況下に置かれても、行政書士を必要とする時代は無くならないと私は考えます。

その時代その時代に適応し、国民に寄り添い、そして利便に資する地域密着の行政書士の在り方と行政書士会としての活動方法。

これから石川県行政書士会の役員を受けられる方にはその基本的な考えを一番理解して頂きたいと強く思います。



## 総務・経理部長 宮川 敏彦

総務・経理部長を拝命してから、約二年間が経とうとしております。まずは、会員各位に心から感謝申し上げます。力不足の総務・経理部長ではございますが、各位のお力添えのおかげで、今日にいたっております。

今期より総務部と経理部を統合し、総務・経理部となり、総務及び経理という行政書士会の会務運営を行ってまいりました。僕自身は前期より総務部長という役職を仰せつかっておりましたが、そこに経理及び法規の業務が加わった格好となりました。その間コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、会議の開催方法や、事務局の運営等様々な変更が必要となり、総務に経理及び法規が加わったことによる変更も併せて、本当に今までとがらりと変わることが大きかった二年間でしたので、正直なところ総務・経理部長という大役を全うできたかという、自信がありません。とにかく、様々なことが起こる中で、なんとか滞りなく石川県行政書士会が停滞することの無いよう努めてまいりました。

総務・経理部としてこの二年間で特に変わったところと申しますと、先程記載しました通り、会議を始めとする会務の電子化です。これにより、参集する必要がなく、どこにいても会議に参加出来るため、必要に応じて会議を開催

することが可能となり、より会長、副会長、部長、委員長間で情報の共有をよりスムーズに行えるようになりました。また、それに伴い、従来であれば印刷していた会議資料の印刷費の削減や、会議にかかる交通費の削減、会議の会場費の削減に繋がっております。各位よりお預かりしている貴重な会費でございますので、削減できるところは削減し、より石川県行政書士会の発展のため、会員各位のために予算執行を行えるよう尽力します。

総務・経理部の喫緊の課題は、当会の災害時等の業務継続計画の策定です。災害及び今般のような感染症が発生した際に、会務運営をいかに継続するか、また、火災等が起こったことを想定した事務局内のデータ管理に関すること等を今年度中に業務継続計画としてまとめます。業務継続計画につきましては、策定して終わりではなく、策定が始まりです。どのような災害が生じた際にどのように対応するのか、策定した後よりよいシステムが出てきた場合等、常に見直しを考えていく必要がございます。

総括というにはあまりにまとまりがないですが、総務・経理部は途切れること無く続いている部でございますので、これからも止まること無く最後まで任期を全ういたします。



## 広報・監察部長 小関 裕一

「組織として成果をあげる」、「ワクワクする活動を」という二つのテーマを掲げ、広報・監察部長に就任してから2年が経ちました。

今までの行政書士会は部長が中心となって事業を行っており、会務が活発になるほど部長の負担が大きくなってしまっていました。そのため、広報・監察部では4人のグループリーダーを置き、グループリーダー一人ひとりが50%ずつの負担でそれぞれの事業を担ってくれば、全体として200%の事業ができるのではないかという考えのもと事業に組んで参りました。

2年がたち振り返ってみると、当初の目論見以上に各グループリーダー一人ひとりがそれぞれの事業に100%

の力で取り組んでくれ、広報・監察部として400%の仕事ができたと思っています。メディアGでは、テレビCMのリニューアル・新しい形の新聞広告などに取り組み、前年度の広報月間では過去最高の375件の相談が寄せられました。HP・SNSグループは、会の活動をコツコツとHP、Facebookに掲載し続けてくれ、昨年度のHPへのHP、Facebook更新回数は149回になりました。会報グループはさまざまな特集に取組み、当会の会報を他の単位会からも注目される会報へと成長させてくれました。監察グループは石川県知事許可の建設業者の全件調査に取り組んでくれました。

これらの成果は私一人では成し得なかったもので、組

織で動くことの重要性を知ることができた2年間でした。グループリーダーを初め全ての部員の皆様に感謝すると

ともに、この流れが次年度以降も続いて行くことを期待しています。



業務部長 谷川 竜一

令和元年5月に業務部長に就任し、任期もあと数ヶ月となりました。これまでの1年9ヶ月を振り返るとともに、残りの任期で取り組む内容についてもご説明させていただきます。

3月には業務委託契約書やコンプライアンス研修の開催も予定しておりましたが、この頃にはコロナウイルスの感染が急速に拡大しており、会員の皆様の安全を第一に考え延期とさせていただきました。

#### (1) 令和元年度

業務部の最も大きな役割としては業務研修会の開催・運営が挙げられます。行政書士は業務範囲が広く会員の皆様が取り扱う業務も非常に多岐にわたるため、研修会のテーマも幅広く取り扱っていく必要があります。通常であれば1つの業務分野は年に1回であることがほとんどですが、それでは内容を深く掘り下げていくには限界ができてしまうことにもなります。

そこで、令和元年度は様々な業務分野を取り上げつつ、一方では特定の業務分野をピックアップして集中的に開催し、同一分野の業務を様々な角度から掘り下げていきたいと考えました。ピックアップする業務分野については近年の外国人労働者の増加や在留資格に特定技能が新設されたことを鑑み、特に就労系の在留資格に特化した入管業務を取り上げることといたしました。また、この年には当会において「石川県外国人材受入サポートセンター」が設立され、入管業務に精通した会員を養成したいということもきっかけの一つとなりました。

入管業務研修会は全7回にわたって製造業や建設業といった業界毎の内容や入管職員による許可・不許可を分けたポイントなどをテーマとして開催することができ、同業務に対する理解を深めるための一助となることのできたのではないかと考えております。

なお、研修会全体としては入管業務以外にも9回開催しており、産廃・建設業・自動車・相続など様々な業務分野も取り扱って参りました。本来であれば年度末の

#### (2) 令和2年度

令和2年度はまさにコロナに振り回された1年となり、研修会の開催方法も大幅に変更することを余儀なくされました。業務部では幸いにも前年度から研修会のオンライン化に向けた調査を続けておりましたので、6月には完全オンライン配信による研修会として再開することができました。オンライン研修会では3密を避けることができるだけでなく、会員の皆様の利便性向上という面でも大きな役割を果たせたのではないかと考えております。

研修会のテーマとしては前年度の考え方を踏襲し、特定の業務分野を集中的に開催して掘り下げていく手法を取りました。今年度は建設業務を取り上げ、「建設業エキスパート養成講座」として開催しておりますが、その経緯・内容等については今号の会報いしかわ「業務研修会及び業務研究会」(P28)に掲載させていただいておりますので、そちらをご覧ください。

研修会以外の業務部の取り組みとしては業務関係官庁への要望や関係強化といった内容が挙げられます。具体的な一例としては、石川県土木部監理課と毎年意見交換の場を設け、建設業許可関連手続きにおいて当会の会員が業務を遂行しやすい環境を整えられるように各種の要望を出させていただいております。また、別の例として近年では各市町の役場において「おくやみ手続きコーナー」のように死亡手続きをワンストップで行うための窓口を設置する例が増えていることから、そのような窓口で行政書士をPRするために



広報・監察部と連携して「行政書士がお手伝いできる  
おくやみ手続きの一覧」を作成し、日行連が作成した  
相続手続きパンフレットと合わせて設置をお願いする  
ことにいたしました。これまでに白山市・七尾市・輪島市  
に対してパンフレット設置の申し入れを行い、各役場の  
担当課において設置していただくことができております。

### (3) 残りの任期について

現在、コロナ禍をきっかけとして行政手続きのオン  
ライン化や押印廃止の動きが加速しており、今後は  
これまでにないスピードで業務環境に大きな変化が  
起きていくと考えられます。このような変化によって我々  
行政書士の業務は減少するのではないかと不安になる

会員の方もいらっしゃるかもしれませんが、むしろ急速  
な変化に対応しきれない事業者の方をサポートする  
機会が増えていくと考えられます。そのために当会  
(業務部)としては行政手続きがオンライン化されても  
行政書士の代理申請が可能となるよう行政に要望して  
いく必要があり、押印廃止による影響範囲をいち早く  
会員に周知していくことが非常に重要になっていくと  
考えております。

残りの任期はあとわずかではございますが、その短い  
間にも業務を取り巻く環境は大きく様変わりしていくと  
思われますので、行政書士がこの波に取り残されること  
が無いように、これまで以上に迅速且つ密に関係官庁  
と連携していきたいと考えております。



### 社会貢献事業部長 小山内 俊平

今年度は当初より新型コロナウイルス感染症の影響  
のため、例年のような社会貢献活動ができない状況とな  
りました。

#### 【1】新型コロナ対策に関わる事業について

その中で、社会貢献事業部は年度初めの4月から、新  
型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた市民や事  
業者を支援するため、日行連の要請にしたがって無料電  
話相談窓口を設置しました。また、当会独自の対応とし  
て、当会会議室を使用して対面によりその場で持続化給  
付金の申請サポートを行う事業を7月から開始しました。

この申請支援事業は一般の県内事業者を対象としつ  
つも、石川県が持続化給付金の受給者を対象に独自上  
乗せ給付(石川県経営持続支援金)を開始したこと  
に伴って県と協力し、県のコールセンターに問い合わせの  
あった事業者についても、相談・申請支援の対応を致し  
ました。

また、石川県経営持続支援金については、申請の添付  
資料として持続化給付金の給付通知はがき(振込みのお  
知らせ)の写しを求めているところ、そのはがきを紛失し  
てしまった事業者も多数ありました。

そこで当会は、県の依頼を受け、そのはがきの代わりとな  
る証明書の発行を行い、事業者支援の一翼を担いました。

#### 【2】行政書士制度広報月間の活動について

10月広報月間の活動については、例年に従い相談会  
活動を行うか、別の事業を実施するか、年度当初から議  
論・検討を重ねてきました。

最終的には、「街の法律家」である行政書士として「今  
私たちにできる社会貢献活動は何か」という視点から、時  
期に関わらずやってくる暮らしや事業の諸問題に対応で  
きる場を継続して設けていくことが今こそ大切なのでは  
ないかと結論づけ、徹底した新型コロナウイルス感染防  
止対策を講じた上で、無料相談会を実施いたしました。

新型コロナウイルス感染症の影響は次年度以降も当  
面続いていくと思われまます。

当部では今後も、今の状況下で実施できる活動は何  
か、また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け  
ている県民市民に対しできる活動は何か、そして、県や県  
内自治体との連携を図って取り組める事業はないか、模  
索して活動を進めてまいりたいと思います。

## 【コロナ禍と行政書士】

令和元年11月に中国の武漢において確認された新型コロナウイルスは、瞬く間に全世界に拡散され、我が国においても令和2年4月に緊急事態宣言が発令されるなど、生活様様は大きく変化し、政治や経済は大混乱に陥ったことにより、これらの一連のできごとが「コロナ禍」という文言にて広く用いられていることは、皆さんもご存知のところでありませぬ。

我々行政書士においては、このコロナ禍によって業務の取り組み方に大きな変化・対応を求められる1年だったかのように思います。感染防止対策としての3密を避けるため、打ち合わせや会議をインターネットを活用して遠隔化としたり、申請手続のオンライン化や郵送化などへの対応が必要不可欠でありました。

また、本年9月設置予定のデジタル庁や河野行政改革担当相主導による「脱はんこ」を始めとする手続の効率化・オンライン化が推し進められます。これは、コロナ禍によって取り組まれたものではありませんが、コロナ禍がこの動きを加速的に進める要因となることは必至です。今、起きている様々な態様の変化はコロナ後も当然に続き、更に進化されるでしょう。行政手続のスペシャリストである行政書士として、この波をしっかり乗りこなし、対応しなければ勝ち組となることはできないと感じております。

## 【手続窓口の変化】

行政手続における各窓口事務では、令和3年1月現在において対応が様々です。コロナ禍を受けて建設業関連においては、一部の変更届出手続は郵送にて行うことが可能となりました。経審の審査も対面式ではなくなり、3密を回避する対策がなされております。また、今が旬の競争入札参加資格審査申請(指名願)も多数の自治体が郵送申請を可とするようになりました。これらはコロナ禍によってもたらされた変化であります。我々行政書士にとっては、手続窓口へ出向く必要がなくなり、コロナ禍の災難の中にあつて、業務の効率化という面においては歓迎すべき変化であつたかと思ひます。

一方、古物商や風営許可における各警察署窓口を始め、依然として対面式を続けている窓口も少なくありません。

これらは、その手続を司る法律に基づく手続方法として対面としているものであつたり、単に行政窓口の対応の遅れによるものもあります。ですが、先述のデジタル庁や「脱はんこ」によって、徐々に効率化・オンライン化へ変様していくものと思ひられます。

## 【監察活動(非行政書士排除活動)】

コロナ禍を始め、デジタル庁や脱はんこによって我々行政書士の業務態様に変様することによって、監察活動も同様に変化を求められていると感じております。

これまでの監察活動は主に、手続窓口へ出向く窓口担当者に非行政書士活動に関する聴き取りを行つたり、申請書を閲覧を行うなどして非行政書士活動を検知して行うものであります。また、その際に手続担当者へ非行政書士の排除協力を求めることによってその効果を高めてきたところでありませぬ。手続窓口には設置されている警告プレートや警告ポスターも同様です。

しかしながら、デジタル庁や「脱はんこ」に伴つて行われる行政手続の効率化・オンライン化によって、今までの活動方法では十分に効果を発揮しなくなる可能性が生じました。これらオンライン化によって、申請手続者が手続窓口へ出向く必要がなくなるからです。

申請手続者が手続窓口へ出向かないのであれば、警告プレートも警告ポスターも見られないことがないので形骸化してしまひます。申請書もデータとなり、オンライン上でやりとりされれば現状の申請書閲覧による監察活動もできません。窓口担当者も申請手続者を視認できないので非行政書士を検知することができず、従来の聴き取りによる効果は激減するでしょう。

新しい時代の、新しい行政書士業務態様に係る、新しい監察活動を講じる必要があります。

## 【代理申請時における代理人情報】

既に我々行政書士は、行政書士法第一条の三第三項において申請代理が認められているところ、様々な手続において代理人として書類を作成し手続を行つています。その際には、申請者から委任状を受領し、申請書には代理人として記名押印することが主流であり、これを

もって、当該行政書士が代理人行政書士として自身の立場を証明することができ、非行政書士を排除できるツールとしての役割も持っていました。今後、行政手続のオンライン化（オンライン申請）によって、申請書の代わりとなる作成データにも代理人行政書士としての入力欄を設けてもらうことは当然ですが、その行政書士としての情報を真正なものとして担保する方法を取る必要があるかと思えます。

現在のところ、行政書士が行政書士であることを証明する電子情報としてセコムトラストシステムズ(株)が提供する「行政書士電子証明書」があります。他の電子証明書同様に高い質を持つものでありますが、その活用にあっては「電子定款認証」や「OSS」、一部の入札参加資格審査申請（東京都ほか）などに限られており、十分に活用されているとはいえない状況であります。その証左に行政書士電子証明書の普及率は1割程度と聞き及んでおります。

オンライン申請において、行政書士は代理人としてその手続に関与するものでありますが、その代理人が当該手続において適切・適法な代理人であるか否かは大変重要であり、誰しもが代理人になれる様式となっていては、非行政書士活動を多数発生させることになりかねません。これが常態化すれば、既成事実となり、職域侵害はおろか行政書士制度自体が有名無実化し名称独占資格に成り下がるやも知れません。

石川県では、入札参加資格審査申請（工事・コンサル）がオンライン化されており、代理人行政書士として行政書士が固有アカウントを取得し、委任機能を通じて代理申請することが出来ます。その固有アカウント作成にあっては、登録番号や事務所名などの資格者情報を入力しますが、これを担保するような疎明資料提出などは求められておらず、高い質のものであるとは言えない状況です。県側も都度、行政書士情報を照会するようなことはしているようには思えません。現状として発生を確認できておりませんが「行政書士成り済まし」を可能とするシステムである恐れがあります。

については、オンライン申請における委任行為や代理人情報において、適正・適法なものであるかを厳正に確実に担保させる機能が必要であると考えております。

その方法のひとつとしては、現状ある行政書士電子証明書を活用し、オンライン申請における委任機能に組み入れる方法であります。質の高い電子証明書ですので、その

効果は抜群であり、是非とも導入の要望を行いたいところですが、現状1割程度の普及率では国や自治体に採用を実現させるにあつて大変な困難が予想されます。

なお、e-GovやGビズIDなどの国が主導して取り組んでいるオンライン方式では、その利用のし易さから今後加速的に普及すると思われるところ、委任機能も備えているようですが、利用アカウント作成にあつては、個人や法人を印鑑証明書と共に作成するものとして人格を確定する情報はあれども、その者がどのような資格・免許を有しているかの情報までは含まれていないようです。

「利用し易さ」が売りのシステムと思われますので、こちらの利用アカウント作成時に行政書士情報等を組み込むことは困難であるかと思われますが、その際にはe-GovやGビズIDを利用している行政庁や自治体に対して、代理申請時における代理人資格等を厳正に確認・担保させる方式を要望し採用していただく必要があるかと考えます。

### 【本人申請時における成り済ましについて】

先に申し述べました「代理申請時における代理人情報」と同様の問題がもうひとつあります。本人成り済ましです。

現状の行政手続等におけるオンライン申請の利用にあつては、利用者が「利用者登録」を行い、固有のID、パスワードを取得し、申請システムにログインして行う形式が主流であります。

しかしながら、利用者（申請者）からID、パスワードを取得すれば、非行政書士が「本人申請」の様相を呈して申請手続を行うことができってしまう事実があり、完全に非行政書士を排除出来るシステムには至っておりません。

e-GovやGビズIDなどにも同様に、これらを非行政書士が悪用し本人に成り済まして活動を可能とする危険性があります。

この本人成り済まし問題は、オンライン申請方式に関わらず、紙申請方式においても従前より存在しておりました。当会ではこれまで、その対策として行政手続窓口への行政書士制度の周知や警告グッズ（ポスター、プレート）の設置、定期的な巡回訪問などを通じて、行政側の協力を得ながら手続窓口における水際での非行政書士排除活動を行ってまいりました。

全ての行政手続がオンライン化しますと、手続窓口へ出向くことなく手続が完了でき、水際対策を取ることが出来ず、本人成り済ましが横行する可能性が否めません。新しい「本人成り済まし対策」を講じる必要があると

考えます。

その対策の一つとして「持続化給付金」でのオンライン申請方式が活用できるのではないのでしょうか。こちらでは、多数回に渡り「虚偽」や「不正行為」に対しチェックボックスを設けて誓約させ、罰則などの情報も申請様式に明示する方式を採用しておりました。これは申請者心理に対して大きな効果があり、虚偽・不正行為の防止に一役買っていただいております。

については、各種オンライン申請様式に「本人であることや成り済ましではない」や「委任にあつては行政書士等の適法・適切な代理人委任した」旨の誓約をさせる様式とすれば、成り済まし防止の効果があると考え、国を始めとする各自治体へ導入の要望を行うことが肝要かと思えます。

### 【申請システム・サイト等における注意喚起】

行政書士が行う行政手続は多種多様であり、その手続窓口も多数に渡ります。これまでは、各手続窓口には警告プレートやポスター等を設置することによって申請者や窓口提出者はもちろん行政担当者に対しても、当該手続が行政書士業務であり、他の者が代理・代行して書類作成・手続が出来ない旨を示して注意喚起することによって、非行政書士活動の排除を行ってまいりました。

これからのオンライン化によって、手続窓口へ出向く機会が激減することが予想されるところ、これまでの警告プレートやポスターの方式では非行政書士排除効果を十分に発揮出来なくなると思われ、これに代わる注意喚起方法を構築する必要があると思えます。

その方法の一つとして、申請システムやサイトにおいて非行政書士活動を防止するための文言等を明確に表示してもらい、申請者等に対し積極的に注意喚起することが有効であると考えております。

また、申請システムにおける代理人情報入力欄に予め「行政書士」の文言をデフォルトにて表示することや、プルダウンメニュー等にて適切・適法な資格を選択入力させる方式も有効であります。

既に石川県内の自治体や手続窓口HPなどに警告・注意喚起文を掲載していただいているところがありますが、全ての行政書士業務に係る手続窓口HPではありません。ごく一部です。

今後、オンライン化される手続毎に該当HP等に警告・注意喚起文を掲載いただく旨、オンライン化前である現時点から活動する必要があろうかと思えます。

これにより、当該手続にかかる適切・適法な代理人を周知させ、且つ、その資格者以外の者が代理・代行申請することを防止することができ、警告プレートやポスター等に代わる新しい非行政書士排除ツールになると考えます。

### 【最後に】

令和2年12月に中地協担当者会議「オンライン申請における行政書士のあり方」へ向井会長、谷川業務部長とともに参加させていただきました。中部6県の各単位会担当者によるオンライン申請における意見・要望・情報等を交換するものでありましたところ、我が石川会からは最多6本の意見等を出させていただいております。当方の肌感覚ではありますが、石川会におけるオンライン申請に対する問題意識や危機意識は他の単位会と比べても高いレベルのものであったと感じております。なお、この担当者会議において日行連が、オンライン申請システムに連動し、行政書士であることの証明担保を行う「会員名簿連動システム」を導入する検討をしていることが判りました。詳細は不明ではありますが、こちらが実現されるとe-GovやGビズIDを活用したオンライン申請においても代理人行政書士として適切・適法に業務に携わることが可能になるのでしょうか。

IT技術の進歩から、様々な手続のオンライン化が実現し、コロナ禍によって加速的に普及・浸透される時代にあつて、我々行政書士の職域を守り、業務の効率化を図る活動は大変重要であり、裏を返せば非行政書士排除の活動にも繋がるものである、と考えております。

個々の行政書士がキチンとオンライン化に対応していくことはもちろんのこと、行政書士全体としても国をはじめとする都道府県や市町村に対し、我々の職域を守るために働きかける必要があると感じております。先述の方式等は当方の私案であり、当会や連合会の決定事項ではありませんが、皆さんにあつても、これからの行政書士業務を考えていただくための一石を投げられれば、との思いから述べさせていただきました。

今後も当会は、時代に即応した監察活動を行ってまいります。会員の皆さま方におかれましても、これら活動に対し従前と変わらぬご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。申し上げ、筆を置かせていただきます。

コロナ禍でテレワークが求められた令和2年4月、当時の安倍晋三総理大臣からは、IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議合同会議の中で、「従来のデジタル・ガバメント実行計画を見直し全ての行政手続きについてデジタル化の前倒しを至急検討要請。さらに民間の経済活動についても紙や押印を前提とした業務慣行を改め。オンラインで完結することが原則となるよう民事ルールを含め、国の制度面でも見直すべき点がないか全面的な点検を行ってください」との発言があり、規制改革推進室から経済四団体に対し新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、緊急に取り組むべき対面手法や書面手続き(押印含む)を求める規制・制度などの見直しについての要望提出依頼を行った。

その流れを受けて規制改革推進室は、テレワーク推進にむけた経済団体及び関係省庁連絡協議会を立ち上げ、官民で連携し「書面、押印、対面」の原則を見直していくことについて議論が行われた。

コロナ禍で第2波のピークが過ぎて感染者数が下げ止まりに近かった令和2年9月16日、第99代菅義偉内閣総理大臣のもと新政権が発足した。組閣の中で行政改革担当大臣に河野太郎が任命され、それから事態は動き出した。河野太郎大臣は、同月24日「はんこ使用の現状や継続理由などについて9月末までに回答するよう」全府省に要請しその後内閣府が回答内容を精査した。そして、自身のツイッターで、9月30日、行政手続きでのはんこ使用を原則廃止する方針に関し、各府省の回答がほぼ出そろったとした上で「大半は廃止できそうだ」と投稿した

その後、11月13日(金)河野行政改革担当大臣が記者会見にて「民から官への行政手続きにて、認印はすべて廃止。押印の99%以上廃止を決定」と発表した。

同年12月18日に内閣府から「地方公共団体における押印見直しマニュアル」が公表された。その中で押印が存続する行政手続としては83に絞られた。存続する手続の一例は。

(i)登記印または登録印を求める手続であって、印鑑証明の提出も求めるもの

①自動車の新規登録【国土交通省】 根拠法令:道路運送車両法 押印根拠:政令に明文の根拠 存続理由:自動車の登録手続のうち、印鑑証明書を求めている手続は、財産的価値の高い自動車の所有権の取得又は喪失に直接影響を及ぼすものであることから、所有権の公証のために厳格な本人確認を行う必要性が高く、存続の方向で検討中である。

②相続税申告(財産の分割の協議に関する書類)【財務省】 根拠法令:相続税法 押印根拠:法律に明文の根拠 存続理由:遺産分割協議の内容は相続税額の計算に直接影響することからその内容が全員の真意に基づき成立したものであることを担保する措置が必要であるため。

(ii)登記印または登録印を求める手続

①商業、法人登記の申請【法務省】 根拠法令:会社法 押印根拠:法律に明文の根拠 存続理由:商業登記は、会社等の信用維持、取引の安全と円滑を確保するため正確な法律関係や事実を公示する必要がありそれを実現するため、厳格な本人確認が必要である。その具体的方法として登記の申請人に印鑑の提出を求め、書面による登記申請においてはこの登記所に提出された印鑑と申請書に押された印鑑とを登記官が対照することによって申請人の同一性を確実かつ迅速に確認することができる。したがって押印を廃止することは困難である。これらの83行政手続き以外は押印不要となる。

また、このマニュアルの中で地用公共団体への押印見直しの取組を示し、国の取組の考え方、基準等をベースに、先行し取り組んでいる地方公共団体の経験も取り組みながら、地方公共団体における押印見直し手順を整理し示した。

今までの流れを受け、令和3年1月から、国・地方公共団体で押印不要となった主なものは、以下となります

(警察庁)道路使用許可や車庫証明の申請など警察が関係する全315の行政手続きについて申請者の押印を廃止することを決めた。

(石川県)押印は、国の法令と県の規則に基づく行政手続き以外は原則廃止する。

(土木部監理課)建設業許可や経営事項審査の申請書類で求めている押印を不要とする法令の改正が行われ、令和3年1月1日付けで施行されました。

石川県においては、実務経験証明書、業態証明書について、申請者以外の第三者の証明

である場合、証明の事実確認を行う場合がありますので証明書の余白欄に証明に係る事務担当者の氏名、連絡先記載をお願いしている。

※1月15日現在、新規申請に際し、委任状については建設業法とは関係ないので引き続き必要、よって、印鑑証明書も必要との事でした。また、しばらくは押印あり、無し併用で。但し、押印がないものについては、訂正印(捨印)が押せない為、要差し替え。書式は新様式ができるまでは「印」の記載はあるものの、押印なしで良いとのこと。



令和3年度

石川県知事および

金沢市長新年互礼会について【中止】

例年、1月2日に開催され、当政治連盟役員が出席しておりました「谷本正憲石川県連合後援会新年互礼会」および「山野ゆきよし新年互礼会」につきまして、本年度は新型コロナウイルス感染拡大防止に万全を期すため、開催中止となりました。



# どすこい壁ちゃん訪問記



壁広報・監察部員が気になる会員事務所を直撃

かべ まりこ  
壁 眞利子

金沢香林坊行政書士事務所

平成28年3月15日行政書士登録



こんにちは。壁眞利子です。平成28年3月15日に登録して早や5年が経とうとしています。33才だったはずなのにいつの間にか38才になりました。30代の厄年をすべて行政書士として過ごしました。行政書士になるまではほとんど責任のない日々を過ごしてきたので、個人事業主としての全責任を負う新たな毎日はいんどい日も多々ありました。最初は行政書士会のしくみもわからないし本会と支部の違いもわからないし仕事内容もわからないし専門用語もわからないしで、なんとなく理解するのにほんとに3年かかりました。人生でこんなに社会人らしくがんばったことないです。

行政書士会に登録してまもなく、会報いしかわの事務所訪問のコーナーにでる機会がありました。このコーナーの元祖です。当時の担当は宮川敏彦先生でした。その後総務部に入りました。当時の総務部長はまたもや敏彦先生でした。敏彦先生とあたしが同年なのは豆知識です。

総務部では総会の司会などの業務をやりました。マイクをもって台本通りにしゃべるのは世界一苦手な分野なのでとても緊張しました。緊張してしゃべるとペッパーくんみたいになると言われたことがあります。

総務部の任期が終わり、次は広報部になりました。そこで満を持してどすこい壁ちゃん訪問記全4回連載が始まりました。自分のコーナーっていうだけでもテンションあがるのにどんだけでも好きに書いていいからと言われてもうテンションMAXでした。女性の行政

書士に絞ってインタビューしていくことに決まり、第1回目は小木曾史佳先生、第2回目は上田恵子先生、第3回目は向井貴子先生でした。みなさん!インタビューを引き受けてくれてありがとうございました(^^) そしてラストの第4回目は私になり、こうして記事を書いています。

あたしの経歴は、伏見高校卒業後、金沢学院大学に入学→郵政民営化の煽りを受け丸1年で自主退学→フリーター→派遣→28才で初めて正社員となる(土井不動産)→就職から1年で土井不動産が倒産→損害保険代理店に就職→現在はサラリーマンと行政書士の2足のわらじです。ちなみに大学退学理由の郵政民営化について詳しく話すと、父が当時郵便局トラックの長距離運転手をしていたのですが、希望退職者に立候補してしまい、大学費用が払えなくなったから月5万バイト代から家に入れてくれ、ととんでもないことを言われたのでそのまま辞めた次第です。でも今こうして行政書士になれたので人生どうにかなるもんだなと思いました。

みなさま、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



特集

会報から読み解く「本会の歴史」  
歴代会長をご存知でしたか？ 読み解くのは、あなた。

気になるワードがあったら…、  
会報バックナンバーは  
本会ホームページで閲覧可能です。



平成28年	平成29年	平成30年
 第11代会長 茅野勇平	 第12代会長 向井隆郎	

広報部長 河越俊雄

広報部長 河越俊雄

会報いしかわNo.59～No.63



世代交代実現。歴代会長相次ぎ勲章受章。

●平成28年1月25日号 会報いしかわ第59号 広報部長 河越俊雄  
表紙:北陸新幹線開業 38P  
茅野勇平会長挨拶「私たち行政書士は、法律的・社会的弱者の皆様のために応じた、社会情勢の変化に適切に対応しながら行政書士が果たすべき社会正義の役割を担わなければならない」  
「平成27年度行政書士制度広報月間報告」会員事務所訪問「行政書士宮田貢事務所」ホームページリニューアルのお知らせ  
裏表紙ポスターは田中理恵。

●平成28年8月25日号 会報いしかわ第60号 広報部長 河越俊雄  
表紙:唐澤正会員撮影「漁船」 34P  
茅野勇平会長挨拶「街の法律家と言われる行政書士は、日頃の業務を通じて、県民市民の権利を擁護し、義務の履行に寄与する等の社会正義の実現に努めなければならない」  
平成28年度定時総会が金沢東急ホテルにて総会員数358名のうち出席者198名(本人出席62名、委任状出席136名)で開催された。会員事務所訪問「行政書士近藤守事務所」無料相談会の合同開催、石川行政評価事務所への申し入れ情報コーナー「建設業許可、解体工事業が新設されました」「いしざぼ活動報告」「成年後見公開セミナー開催報告」「第27回全国女性行政書士交流会inおきなわに参加して」「2016かなざわ国際交流まつりに参加して」  
裏表紙ポスターは小島瑠璃子。

●平成29年1月25日号 会報いしかわ第61号 広報部長 河越俊雄  
表紙:唐澤正会員撮影「珠洲・白鳥」 40P  
茅野勇平会長挨拶、会員事務所訪問「金沢香林坊行政書士事務所」「茅野勇平会長旭日小授章を受章」茅野勇平会長にインタビュー「石川陸運支局窓口相談業務受託契約調印」「石川県総合防災訓練参加報告」「入管との意見交換会・入管業務研修会に関する報告」「いしざぼ活動報告」  
裏表紙ポスターは小島瑠璃子。

●平成29年8月25日号 会報いしかわ第62号 広報部長 河越俊雄  
表紙:唐澤正会員撮影「珠洲・見附島」 40P  
向井隆郎会長挨拶、平成29年度定時総会が金沢東急ホテルにて総会員数359名のうち出席者211名(本人出席63名、委任状出席148名)で開催された。会長、向井隆郎、名誉会長、茅野勇平、宮川外茂次、副会長、濱田隆弘、永倉幸司、村井年也、寺分 努、総務部長、宮川敏彦、経理部長、今村和宏、法規監察部長、前川仁恵、広報部長、河越俊雄、業務指導部長、茅野智勇、社会貢献事業部長、森 眞一郎  
裏表紙ポスターは真野恵里菜。

●平成30年1月25日号 会報いしかわ第63号 広報部長 河越俊雄  
表紙:唐澤正会員撮影「兼六園・雪釣り」 40P  
向井隆郎会長挨拶「行列ができる無料相談会参加報告」会員事務所訪

時代は平成から令和へ。

問「中村行政書士事務所」「石川県総合防災訓練参加報告」「法教育実践活動報告」門前高校3年生全員を対象として実施。講師は吉田美緒会員。情報コーナー「法定相続情報証明制度」「いしざぼ活動報告」「支部長就任のご挨拶」「職務上請求書の取扱い等について」  
裏表紙ポスターは真野恵里菜。

●平成30年8月24日号 会報いしかわ第64号 広報部長 河越俊雄  
表紙:濱田隆弘会員撮影「コスタ・ピクトリア」 40P  
向井隆郎会長挨拶「平成30年度事業計画の達成に向けて～コンプライアンス意識の向上、国民と行政のきずなとしての役割～」遠田和夫日行連会長挨拶「国民の権利を守り、新たな価値を創造する行政書士像を目指して」  
平成30年度定時総会がホテル日航金沢にて総会員数360名のうち出席者205名(本人出席61名、委任状出席144名)で開催された。議長、柳喜弘会員、副議長、土生見恵会員。「産学官連携推進委員会を設置」「武内弘樹副会長就任ご挨拶」「輪島支部、大森千歌子会員、総務大臣表彰受賞」会員紹介「しょうじ行政書士事務所」「宮川外茂次名誉会長が黄綬褒章を受章」「いしざぼ活動報告」「成年後見公開セミナーを開催しました」「西海雅規会員の教えて！マイスター」  
裏表紙ポスターは小柴風花。

宮川名誉会長黄綬褒章受章

茅野会長旭日小授章受章

向井会長就任

●平成31年1月25日号 会報いしかわ第65号 広報部長 河越俊雄  
表紙:「長町の武家屋敷を散策するユキマサくん」 46P  
向井隆郎会長挨拶、「士業団体よろず無料相談会」「行政書士制度広報月間報告」相談件数過去最高の242件。「ユキマサくんinいしかわ」会員紹介「吉田美緒行政書士事務所」「全国会長会報告」「法教育実践活動報告」平成30年10月3日、内灘町立白帆台小学校5年生を対象とした「きまり事を守ろう」講師は小山内俊平会員。平成30年12月19日、羽咋工業高校1、2年生を対象とした「ルフィが倒した敵を全て覚えられる君たちだからこそ」講師は岩本美恵子会員。「石川県総合防災訓練参加報告」「宮川外茂次氏黄綬褒章を受章を祝う会」「会長と語る会報告」「会報いしかわについてのアンケート集計結果」「西山 忠会員の教えて！マイスター」「第29回全国女性行政書士交流会inあいち」「コンプライアンス研修会開催決定」「いしざぼ活動報告」「茅野勇平名誉会長逝去」  
裏表紙ポスターは小柴風花。

●令和元年9月25日号 会報いしかわ第66号 広報部長 小関裕一  
表紙:「物シリーズ①行政書士手帳と行政書士倫理綱領」 46P  
向井隆郎会長挨拶、常任 豊日行連会長挨拶「行政書士の新時代を創るために」副会長就任挨拶、寺分 努、森 眞一郎、濱田隆弘。  
令和元年度定時総会が金沢東急ホテルにて総会員数361名のうち出席者210名(本人出席56名、委任状出席154名)で開催された。向井隆郎会長無投票再任。



平成30年	平成31年・令和元年	令和2年
-------	------------	------

広報部長 小関裕一

会報いしかわNo.64～No.68



**無料相談件数過去最高。そしてウイズコロナ。**

総務・経理部長、宮川敏彦、広報・監察部長、小関裕一、業務部長、谷川竜一、社会貢献事業部長、小山内俊平。「小松支部、榊 喜弘会員、総務大臣表彰受賞」「コスモス石川活動報告」どすこい壁ちゃん訪問記「i&STORIES行政書士事務所／小木曾史佳会員」「第30回全国女性行政書士交流会inひろしま」「申請取次行政書士制度PR活動実施について」監察・茅野が斬る「第1回職務上請求書」「数字で見る石川県行政書士会」会報から読み解く本会の歴史「歴代会長をご存知でしたか?」「業務研究会って何? 家族法業務研究会」「農地国土開発研究会」「改正入管法研修実施報告」「石川県外国人材受入サポートセンター」「金沢大学の留学生向けに講義を行いました」裏表紙ポスターは「行政書士は在留資格申請の専門家」

●令和2年2月25日号 会報いしかわ第67号 広報部長 小関裕一  
表紙:「物シリーズ②行政書士徽章」 44P  
向井隆郎会長挨拶、「七尾支部・端井先生、中能登町農業委員就任インタビュー」「行政書士制度広報月間報告」無料相談件数375件と大幅に増加。「ユキマサくんinいしかわ」「向井会長×ユキマサくん緊急対談企画」「出前講座開催について」「法教育実践活動」令和元年10月1日、金沢市立額小学校、10月2日、内灘町立白帆台小学校で実施。講師は、いずれも金沢支部、出見世雅之会員。監察・茅野が斬る「第2回真夏の監察活動50時間」会報から読み解く本会の歴史「歴代会長をご存知でしたか?」「支部長会議その巻」「業務研究会って何? 中小企業支援業務研究会」「建設・産廃等事例業務研究会」どすこい壁ちゃん訪問記「行政書士上田恵子事務所」「石川県総合防災訓練参加報告」「金大インターンシップ報告」「相続・事業承継セミナー」「石川県外国人材受入サポートセンター」「コスモス石川活動報告」裏表紙ポスターは駿河太郎。

●令和2年9月10日号 会報いしかわ第68号 広報部長 小関裕一  
表紙:「物シリーズ③行政書士クオリティメーター」 44P  
向井隆郎会長挨拶「会員増加のための取り組み強化、70周年記念事業の開催、建設業エキスパート養成講座の開催、新型コロナウイルス感染症対応給付金等に関する無料相談会の開催」「コロナ禍と石川県行政書士会」「今こそ勇往邁進」「ピンチではなくチャンスである」「今だからこそ、しておくべき事」令和2年度定時総会が石川県地場産業振興センター本館3階第3研修室にて総会員数368名のうち出席者227名(本人出席13名、委任状出席214名)で開催された。議長、面会員、副議長、田中会員。「質の向上なくして我々の将来はない」「小山内部長の押します」「広報月間を前に」会報から読み解く本会の歴史「歴代会長をご存知でしたか?」どすこい壁ちゃん訪問記「むかい行政書士法人向 貴子先生」「こつこつHP・SNSグループ」「Zoom会議」「コスモス石川活動報告」「向井会長総務大臣表彰受賞記念! 特別インタビュー」裏表紙ポスターは藤木直人。

向井会長無投票再選

法教育実践活動実施

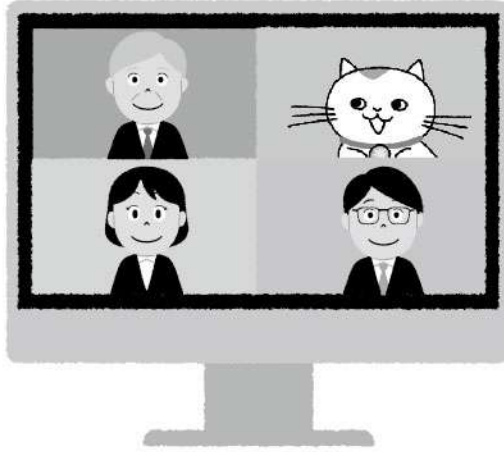
新型コロナウイルス感染症

リモート会議

70th ANNIVERSARY 石川県行政書士会 歴代会長

昭和			
	初代会長 栗原春樹	第2代会長 白川吉彦	第3代会長 山本吉雄
	平成		
第4代会長 吉田徳藏		第5代会長 山本吉彦	第6代会長 藤井國雄
			
	第7代会長 茅野勇平	第8代会長 宮川外茂次	第9代会長 的場晴次
令和			
	第10代会長 前多利郎	第11代会長 茅野勇平	
			
	第12代会長 向井隆郎		

新聞報道されました



# 来月2日から無料相談会

## 石川県行政書士会、リモートも

石川県行政書士会は10月2、3、4日に、毎年恒例の無料相談会を県内各地で開催する。

今回は新型コロナウイルス感染症に配慮、3日間を通して電話（076-1268-9110）で、さらに3、4日には「Z

oom」を使用したリモート相談を行う。時間は午前10時から午後6時まで。

加えて、▽3日 金沢港クルーズターミナル アビオシティ加賀▽4日 輪島ショッピングセンターファミー 七尾サン

ライフプラザ 金沢港クルーズターミナルでも相談を受け付ける。時間はアビオシティ加賀が午後1時から3時、ほかは午前10時から午後4時。遺言、相続、成年後見、各種許可はもちろん、コロナウイルスに関連す

る給付金や協力金、助成金等の制度についても、手続きの専門家である行政書士が申請方法の不明点などについてアドバイスする。

る給付金や協力金、助成金等の制度についても、手続きの専門家である行政書士が申請方法の不明点などについてアドバイスする。

提供 日刊建設工業新聞 北陸工業新聞社 令和2年9月23日



県行政書士会来社無料相談会をPR

来月2〜4日

石川県行政書士会の向井隆郎会長ら3人は28日、北

國新聞社を訪れ、10月2〜4日に県内各地で開く無料相談会について「コロナの補助金申請も相談してほしい」と呼び掛けた「写真。テレビ会議による「リモート相談」を新設した。相続や遺言、成年後見などの法律や、新型コロナウイルス感染症に関連した補助金や協力金、助成金制度について相談できる。電話相談076（268）9110は2〜4日の午前10時〜午後4時。テレビ会議「アプリーズーム」を使用したリモート相談は3、4日の午前10時〜午後4時で詳細は同会のウェブページに掲載する。面談の日程と会場は次の通り。

▽3日 金沢港クルーズターミナル アビオシティ加賀▽4日 輪島ショッピングセンターファミー 七尾サンライフプラザ、金沢港クルーズターミナル

提供 北國新聞 朝刊 令和2年9月28日

# 電話、対面、リモートも

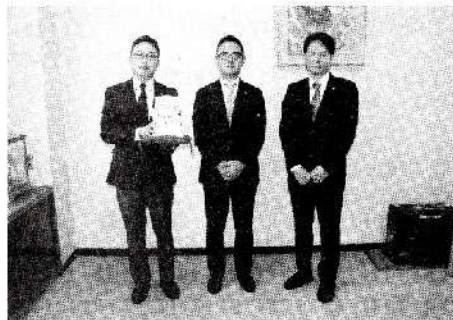
## 2日からの無料相談会PR

石川県行政書士会

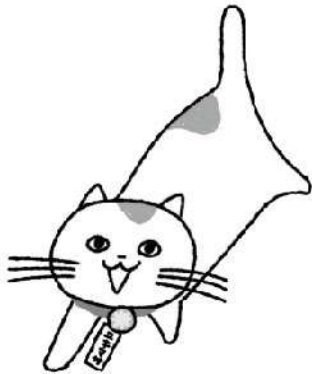
石川県行政書士会の向井隆郎会長「写真中央」らは28日、金沢市の北陸工業新聞社を訪れ、10月2、3、4日に実施する無料相談会をPRした。10月が行政書士制度広報月間であることちなみ毎年実施しているもので、今回は電話相談、県

内各地での対面相談に加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からZoomを使用したりリモート相談も行う。

向井会長は、「昨年は一言や相続、成年後見などを中心に375件の相談があった。建設業らの各種許可申請、外国人雇用・在留資格関係のニーズにも応えるほか、新型コロナウイルス関連の給付金、協力金、助成金制度の申請方法についても丁寧にアドバイスしたい」と意欲を見せた。



電話相談



(076)268-9110)は2、3、4日の午前10時から午後4時まで受け付ける。リモート相談は同会のホームページに詳細が掲載されている。このほか、▽3日

金沢港クルーズターミナル アビオシティ加賀▽4日 輪島ショッピングセンターファミー 七尾 サンライズプラザ 金沢 港クルーズターミナルでも対面相談を受け付ける。時間はアビオシティ加賀が午後1時から8時、ほかは午前10時から午後4時。

提供 日刊建設工業新聞(北陸工業新聞社)  
令和2年9月29日

# 電話等での確アドバイス

## 石川県行政書士会が無料相談会

石川県行政書士会(向井隆郎会長)は2日から4日の3日間、電話、対面、リモートによる無料相談会を開催した。同会



10月の行政書士制度広報月間に毎年実施しているもので、相談、遺言、成年後見制度、離婚問題などさまざまな相談が多数寄せられた。今回は新型コロナウイルスの事務局で電話相談に对应した担当の行政書士を併せて丁寧で的確な助言を送っていた。写真。

対面での相談会は輪島ショッピングセンターファミー、七尾サンライズプラザ、金沢港クルーズターミナル、アビオシティ加賀で開催。向井会長は「コロナ禍の中での相談会は開催/中止の判断が難しかったが、待っている人がいるとの思いが開催の決め手となった。感染拡大防止にできる限りの対策をとった」と語っている。



提供 日刊建設工業新聞(北陸工業新聞社) 令和2年10月5日

# 行政書士試験実施報告

行政書士試験実施対策委員 壁 眞利子

令和2年11月8日(日)13時から16時に金沢医療技術専門学校にて行政書士試験が行われました。受験申込者数は昨年度よりも増加し、全国で54,847名、石川県では421名でした。

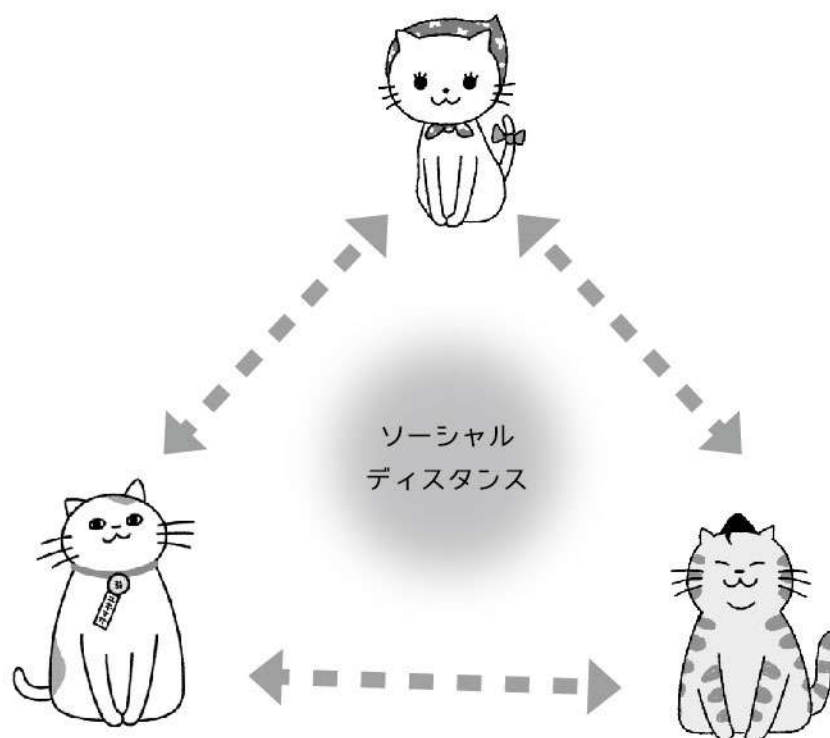
今年は例年と違い、コロナ対策を徹底する必要がありました。アルコール消毒の設置、試験監督員と受験生全員のマスク着用、座席は間隔を空けて配置し、試験室数を増やし、定期的な換気にも気をつけました。また、当日咳き込む受験生等がいた場合のために予備室を設けましたが、そちらは使用することはありませんでした。

試験中、受験生は携帯やタブレットの充電を切る

決まりになっているのですが、昨年と今年2年続けてスマホの電源が切れない事案が発生しました。今のスマホは機種によって電源の切り方が違うのと焦る気持ちが合わさって、切り方がわからなくなるのかもしれないかもしれません。そういった場合、専用の封筒に仕舞った状態で本部にて試験終了まで預かることになります。返すときは本人確認を慎重にしましょう。

今年も大きな問題もなく行政書士試験を終えることができました。みなさま、大変お疲れ様でした。ご協力ありがとうございます(^ ^)

なにより受験生の皆様、大変お疲れ様でした!



# 特定行政書士 法定研修・考査 実施報告

特定行政書士研修・考査実施対策特別委員会 委員長 宮川 外茂次

去る10月18日(日)午後2時から4時まで、特定行政書士考査が行われました。今年度は特定行政書士制度が始まって6回目の「法定研修・考査」となりますが、これは皆様ご承知の通り、平成26年6月の行政書士法一部改正により行政書士に「行政不服申立て手続きに関する代理権」が付与されたことによるものです。行政書士が役所へ提出した許認可申請に対する役所の処分不服がある場合は特定行政書士が不服申立て手続きを代理できるもので、当会会員では昨年までで42名がこの資格を取得し特定行政書士として活躍しています。今年も当会会員3名が7月から9月にわたる法定研修と10月の考査合格に挑みました。

特定行政書士は日行連中央研修所が実施する1,100分(4日間、18時間20分)の法定研修を受講し、2時間の考査で一定以上の成績を得た会員のみがこの業務を行うことができる行政書士として登録される制度です。

今年の法定研修は新型コロナ禍での研修となり、昨年までの集合研修型からインターネット等を利用したビデオ・オン・デマンド方式に急遽変更となりましたが、受講各先生は機敏に対応され第2回からは各自宅で弾力的な時間配分により受講が終了しました。また、当会独自で過去5回分の考査問題を出席者で解きあい解答を確認しあうなど理解力を深めることを目的とした考査内容検討会(任意出席勉強会)を開催し全員出席しました。

11月16日日本行政書士会連合会から考査結果の概要公表があり当会の受験者3名全員合格となり昨年

に続き100%合格となりました。また、12月3日に各会員に通知が届きました。なお、全国での受験者数は438名考査合格者数は263名で合格率は68.1%でした。

当会は今年度までに合計45名となる特定行政書士が誕生したことになります。行政書士が法律隣接職と位置付けられる「街の法律家」が着実に増加していることとなりました。特定行政書士は、行政書士が日頃顧客各位の各種の許認可手続きを行っていますが、その処分が顧客にとって不利益であった場合顧客に代わって処分官公署に対し不服申立てができる資格であり、顧客からの信頼は今まで以上に大きなものとなります。顧客にとって許認可取得での信頼に加え、不利益処分に対する不服申立てまで依頼できるという信頼と安心ができる行政書士となるわけです。

今年度は法定研修・考査への参加者は3名でした。結果は全員合格で特定行政書士が会員全体の10%以上を維持することができました。当会では法律隣接職と言われる特定行政書士が全会員の30%~40%登録できることが望ましいと思っています。新型コロナウィルス禍での法定研修・考査となるため新年度も法定研修はビデオ・オン・デマンド方式で実施されると思います。受講者にとっては時間的都合がつきやすく繰り返しの受講が可能となる方式ですし、公表されていない過去問題を受験会員の協力で揃え任意出席勉強会を開催するなど受講・合格されていない会員各位には会として手厚い受験対策を実施しているこの時期に沢山の会員がチャレンジして下さることをお願いして報告とします。



# 業務研修会及び専門業務研究会について

業務部長 谷川 竜一

## (1)業務研修会について

### 【開催内容】

令和2年

- 9月18日(金) 相続業務研修会(参加者50名)
- 10月5日(月) 第1回建設業務研修会(参加者48名)
- 20日(火) 入管業務研修会(参加者29名)
- 11月30日(月) 第2回建設業務研修会(参加者41名)
- 12月17日(木) 第3回建設業務研修会(参加者25名)

令和3年

- 1月30日(土) 第4回建設業務研修会

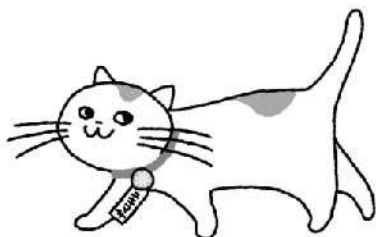
### 【建設業エキスパート養成講座】

令和元年に成立した改正建設業法により令和2年4月より経営業務管理責任者の要件が緩和され、令和2年のコロナ禍の影響により行政手続きの押印廃止が進み、同年12月には建設業許可関連手続きにおいても押印が廃止されることになりました。また、令和4年度には建設業許可・経営事項審査申請の電子化も控えており、今後数年間に渡って建設業許可関連手続きとしては大きな変化が続いていくことが予想されます。これらを主管業務とする行政書士はむしろこのような変化の先頭に立ち、事業者を引っ張っていく立場となることが重要であると考えられます。

そこで、業務部では今年度「建設業エキスパート養成講座」と題して建設業務研修会を集中的に開催し、建設業務に精通した会員の養成に努めて参りました。現在までに4回開催しており、建設業許可・経審・入札参加資格審査申請といった一連の手続きだけでなく、法改正の内容や経審の虚偽申請防止対策などについて知識を深めて参りました。令和3年3月には最終回となる第5回目を迎えますが、会員の皆様方におかれましては建設業務を取り巻く大きな変化に対する備えとなるよう、少しでも本講座が参考になれば幸いです。

### 【今後の予定】

- 令和3年 2月中旬 土地利用業務研修会
- 2月17日 HACCP公開セミナー(飲食店関係者・行政書士対象)
- 3月上旬 コンプライアンス研修会
- 3月下旬 第5回建設業務研修会



### 【研修会資料について】

研修会で使用した資料は「会員の部屋」の以下の場所にて公開させていただいておりますので、是非ダウンロードして活用してください。

(講師の承諾を得られた場合のみ公開しています)

<研修会資料の公開場所>

「会員の部屋(<http://ishikawakai.com/>)」

→「資料室」→「【2020年度】研修会資料」

## (2)専門業務研究会について

現在、当会には7つの専門業務研究会があります。これらの研究会では事例研究などを通して業務知識を深めており、そこで得られた結果は研修会という形で会員の皆様に還元されております。

それぞれの研究会の開催日・代表世話人は以下となっておりますので、入会を希望される会員の方は代表世話人・世話人までご連絡ください。

(各研究会の会員名簿は会員の部屋で公開しております)

- 建設・産廃等業務研究会(奇数月第2木曜日開催)  
代表世話人：寺田隆会員

- 国際業務研究会(偶数月第4木曜日開催)  
代表世話人：菅原純平会員

- 中小企業支援業務研究会(奇数月第3木曜日開催)  
代表世話人：西海雅規会員

- 家族法業務研究会(偶数月第1金曜日開催)  
代表世話人：西山忠会員  
世 話 人：岩本美恵子会員

- 農地国土開発研究会(奇数月第3水曜日開催)  
代表世話人：寺分努会員

- 民事法務研究会(奇数月第3火曜日開催)  
代表世話人：高桑雅俊会員

- 自動車・運輸関係業務研究会(不定期開催)  
代表世話人：上岡壮一会員

<研究会員名簿の公開場所>

「会員の部屋(<http://ishikawakai.com/>)」

→「資料室」→「専門業務研究会」

# 「石川県外国人材受入サポートセンター」の紹介

石川県外国人材受入サポートセンター長 菅原 純平

石川県外国人材受入サポートセンターは令和元年7月に外国人支援における産学官の連携強化を目的に本会内の産学官連携推進委員会の一組織として開設されました。令和2年度は産学官連携推進委員会のもとを離れ、社会貢献事業部のもとで外国人材の受入れに関する相談事業などを行っております。本記事では当サポートセンターの活動等について紹介させていただきます。

## ■サポートセンターの目的と事業

サポートセンターの所管が上記のように変更となったという経緯もあり今年度の初めに当サポートセンターの方向性についてあらためて検討し以下のような目的や事業を定めました。

### <目的>

石川県外国人材受入サポートセンターは、石川県内の企業が外国人材を円滑に受け入れかつ適正に雇用するために必要な法的・専門的な情報を提供する役割を担い、そのための相談対応、情報発信等を通して地域の経済や産業の発展に寄与することを目的とする。

### <事業>

- ・外国人材雇用(予定含)企業等への相談事業
- ・高等教育機関、行政機関、経済団体等への講師派遣事業
- ・外国人材受入れ等に関するセミナー事業
- ・その他当SCの目的を達成するために必要な事業

このように当サポートセンターは外国人材そのものへのサポートではなく、外国人を雇用する企業等に法的・専門的な情報を提供することが大きな特徴です。これは、申請取次業務などで日々紐解く入管法や技能実習法などともマッチしていると考えています。日本の外国

人就業制度の法体系は、申請人となる外国人そのものよりも雇用する企業等に対する要件に重きがおかれています。つまり、外国人を雇用する企業等が法律に沿って適正に受入れを行うことで結果的に外国人材が安定・継続的に就労ができる、という制度になっています。このような点に着目し上記のような目的や事業を定めました。

## ■サポートセンターの組織構成

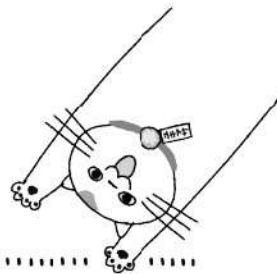
現在サポートセンターは6名のセンター員と5名の相談員で運営しております。センター員は、2名ずつ相談事業、講師派遣事業、広報、という3チームに分かれそれぞれ業務を行っております。相談員の先生方には電話相談員として企業等からの電話相談に対応していただいております。

## ■活動状況

ご存知のように新型コロナウイルスの影響で外国人材が新規に入国し石川県で就労することは難しい状況となっています。そのため今年度は受入れに関する電話相談の件数は非常に少ないのが現状です。そのため、県内に住む外国人材のサポートに重きをおいて活動を行っています。具体的には金沢大学の留学生に向けた入管法などの講義、石川県社会福祉協議会が実施する外国人住民支援の側面サポートなどです。

今年度の下半期や来季に向けては、再び外国人雇用企業等への研修やセミナー事業を実施していく予定です。特に新規の技能実習生の入国が難しくなっている現状もあり、規定の実習期間を修了した技能実習生を在留資格「特定技能」に変更するという動きが県内でもみられます。特定技能人材の雇用はかなり高度な法的知識が求められますので、行政書士による法的サポートが重要であることをアピールし、企業の負担感軽減と適正な雇用をサポートしていきたいと考えています。

# コスモス石川 活動報告



一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター石川県支部 広報・相談部長 宮田 貢

## 令和2年度 総会開催報告

令和2年9月25日(金)に、ITビジネスプラザ武蔵およびZoomによるオンラインにて、定時総会を開催致しました。総会前、「後見活動 Q&A」というテーマで研修会が開かれ、会員が後見活動を通じて感じた疑問点や悩み事などについて、活動経験の多い近藤会員、中川会員、勝尾会員、高桑会員が講師として実地に基づく回答を行いました。また、実務的な面から、家庭裁判所へ具体的にどのような報告を行えば良いのかという点についての内容の講義もありました。

研修会後の定時総会では、コスモス成年後見サポートセンター石川県支部近藤守支部長の挨拶があり、来賓として石川県行政書士会会長の向井隆郎氏より祝辞を頂戴しました。次に、総会成立報告の後、議長として茅野智勇会員が選出されました。

議案は、

- 第1号議案 令和元年度事業報告について
- 第2号議案 令和元年度決算報告について
- 第3号議案 令和2年度事業計画について
- 第4号議案 令和2年度予算について
- 第5号議案 その他

が示され、以上についてそれぞれ質疑ののち、すべて原案どおり可決承認され、定時総会は無事終了致しました。



## 高齢者総合相談センターへ出前講座

小松市の南部高齢者総合相談センターより、地域の身寄りがいない方や生活保護受給者等の問題に対応するための事前の知識を備えたいとの要望がありました。

そこで、令和2年12月16日(水)に小松市の粟津町会館で、支援センターの職員や地域の大家さんを対象とし、近藤会員・勝尾会員による講師のもと「大家さんの困り事に関して」というテーマで出前講座を開催いたしました。

講座の中では、身寄りがいない人などにどのように対応したら良いかということについて、家賃滞納や荷物処分などの問題で困ったときに市役所や地域包括で解決できることもあるが、まずは入口の部分である契約書や、財産管理する人が重要であるとの説明がなされました。

参加者からは今まで聞いた講座よりもわかりやすかったという評価や、早速できることから始めていきたいという意見が多くありました。

成年後見制度に直接繋がる内容は多くありませんでしたが、依頼先から出前講座について高い評価を頂きましたので今後の活動に活かしていきたいと存じます。引き続きコスモス石川の活動に御理解・御協力の程、よろしくお願い申し上げます。





## 政連だより

### ～行政手続きオンライン化における行政書士の利活用に関する要望について～

日本行政書士政治連盟 副会長  
石川県行政書士政治連盟 幹事長 濱田 隆弘



平素は、石川県行政書士政治連盟の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。日本行政書士政治連盟と石川県行政書士政治連盟のトピックをお伝えいたします。

#### 【日本行政書士政治連盟】

令和2年11月12日、13日に虎ノ門タワーズオフィス6階ルーム7にて日本行政書士政治連盟(以下「日政連」という)令和2年度第3回幹事会が開催されました。

石川県行政書士政治連盟関係者として、寺分努(日政連会計幹事)と濱田隆弘(日政連副会長)が参加しました。

菅内閣発足後、最初の幹事会という事もあり、菅内閣閣僚への対応や各政党への要望が主な内容となりました。

例年は法改正等の推進として様々な法改正項目を掲げて行政書士法改正への実現に向けて具体的に各政党への要望を行うところではございますが、今回は、デジタル庁の創設によりデジタル化が加速度を増す中、行政書士にとって大変革を迫られる状況を鑑み、最優先事項として「デジタル・ガバメント推進に向けた行政書士の活用」を日行連と日政連の連名で以下の3項目を掲げて提案と要望を行うこととしました。(本誌発行時においては要望済)

- ①電子申請においても広範な利便性と真正担保を両立させる適正かつ適法な代理システムの確立
- ②デジタル手続普及促進サポーターとしての行政書士の活用
- ③デジタル庁創設を契機とした日本版GDSの実現

日政連としましても日行連と連携しながら政府が推進するデジタル政策への対応を行ってまいります。

#### 【石川県行政書士政治連盟】

昨年末にかけて、石川県内においても行政手続きのオンライン化を推進する動きが急速に進んでまいりました。

石川県行政書士政治連盟(以下「当連盟」という。)では昨年末、顧問県議団へ石川県における「行政手続きオンライン化における行政書士の利活用に関する要望書」を提出し、県民の利便性向上に寄与するため、各種オンライン手続きにおいて行政書士が代理又は代行を行う事ができるようなフォーマットを用意していただくよう強く要望いたしました。

現在までにオンライン化されている国・都道府県・市町村

を対象とした手続きのほとんどは代理人等による申請が考慮されていないため、オンライン申請の利用のためには申請人である本人自ら手続きを行う必要があり、オンライン申請が普及しない一因となっていると考えられています。

そこで当連盟では、オンライン申請システムが県民や事業者が利用しやすい機能を備え、また、行政書士を利活用しやすいものとなるよう以下2点の具体的内容を示し要望を行いました。

- ①オンラインシステムにおいて、行政書士が手続きを代理することができるように、委任するための機能を備えていただくことや行政書士が入力の代行を行う場合は「担当者名」を入力させるなど、行政書士の氏名を記載することができるようなフォーマットを備えていただきたい
- ②オンライン手続きにおいて行政書士に委任する際には委任者自身の電子証明書を用いて委任する方法の他に、委任者が電子証明書を持っていない場合でも行政書士に委任できる仕組みを備えていただきたい

一度、行政書士の代理又は代行を行うフォーマットが抜け落ちた状態でシステムが構築されてしまいますと修正を求めても再構築が難しいという問題もございますが、なによりも、行政書士法が形骸化してしまいます。

行政手続きのオンライン化を進めるにあたり、デジタルデバイトの解消や不正アクセスの防止の問題解決がデジタル化への期待と信頼を作り上げるうえで必要不可欠であります。

我々行政書士はこれまで紙申請においても行政手続きに係る格差解消や不正手続きの防止に大きな役割を果たしてきたことは言うまでもありません。

今後の行政手続きのオンライン化においても、代理や代行を担う行政書士制度がデジタルデバイトの解消や不正アクセスの防止の問題を解決する有効な手段ではないでしょうか。

以上の観点から、行政手続きのオンライン化において行政書士を利活用することにより、行政の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資することに繋がっていくと信じて積極的に取り組んでまいりますので、当連盟へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年11月28日(土) 午後1時30分より、オンライン会議システム「ZOOM」を活用し、令和2年度第3回理事会が開催された。理事24名中23名が参加し、定足数を満たし、理事会は適正に成立した。議事録署名人には前川仁恵理事、高桑雅俊理事が指名された。

向井会長は開会の挨拶の中で、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、思うように行えていない活動もあるが、その一方で、新型コロナウイルス感染症関連の相談会、持続化給付金の証明書の発行、新しい形の新聞広告・テレビCMの作成など、新たな取り組みに挑戦することができたこと、そして、研修会はZOOM開催が会員にも定着してきており、出席率が以前より上がっていることに触れ、これからも新たな活動に積極的に取り組んで欲しい旨を述べた。

なお、会議の議題は次のとおりである。

#### 1. 報告事項

##### (1) 日行連報告

日行連は、法改正の重点項目として、行政書士法第1条の2及び第1条の3にある「報酬を得て」を削除することを目指し取り組んでいること、また、当会が石川県より委託を受け「石川県経営支援金」の受給対象者であることを当会が確認し、証明書を発行している取り組みについては、他の単位会では事例がなく先進的な取り組みであると評価を受けていること等について報告があった。

##### (2) 中地協報告

10月23日に福井で開催された中地協と日行連の連絡会において、日行連より印鑑の廃止について議論がかなりのスピードで進んでおり、日行連にも行政書士の職印廃止は可能かについて問い合わせがあった、今後はデジタル申請、オンライン申請の流れがますます加速していくことが予想され、我々も対応していかなければならないと報告があった。

##### (3) 各部各委員会 実施事業報告

###### <総務・経理部:宮川部長>

職務上請求書確認作業において、行政書士業務でない業務を記載して行政書士の職務上請求書を使用している会員がおり、指導をしたが今後も改善されないようであれば職務上請求書の払い出し停止の処分も検討していること等の報告があった。

###### <広報・監察部:小関部長>

###### 【広報月間について】

本年度の広報月間相談者数は80件にとどまり、昨年度より200件の減少となった。ただし、本年度は無料相談会への集客に重きを置かず、行政書士制度の周知及び今本当に相談を必要とする人のための相談会を開催することを目的として活動する旨、各支部長と協議した上で広報活動を実施した。新しい形の新聞広告、テレビCMによって、行政書士制度の周知に寄与することができたこと。また、本年は支部主体の広報活動も自粛しており、テレビ・新聞の効果を図ることができたという面もあること等報告があった。

###### 【監察活動について】

10月29日に、能登方面の農業委員会を巡回訪問した。本人確認、プレート、ポスターの設置はすべての農業委員会が実施していたが、非行政書士による申請とみられる事案も数件確認された。今後も行政書士法への理解を深めて頂く為に、定期的に巡回を続ける必要があること等報告があった。

###### <業務部:谷川部長>

白山市農業委員会が、農地法第5条届出の申請前に開発許可の

事前協議を求めている件について当会会員より照会があった為、白山市農業委員会と協議を行ったこと、金沢大学からのインターンシップがコロナの影響により休止となったこと等報告があった。

###### <社会貢献事業部:小山内部長>

持続化給付金の上乗せ給付についての石川県の給付対象者確認証発行を行っていること、石川県家賃支援給付金についても同様の要請があること、また、広報月間無料相談会を無事開催できたことなどについて報告があった。

###### <申請取次行政書士管理委員会:菅原委員長>

当会の申請取次者は63名であること、業務部と協力し、入管業務のコンプライアンス研修を行ったこと、コンプライアンス研修は毎年実施したいこと等報告があった。

その他、行政書士試験実施対策委員会、特定行政書士研修・考査実施対策特別委員会、ICT特別委員会、官民業務受託調査特別委員会、封印管理委員会、産学官連携推進委員会、苦情相談対策特別委員会から報告があった。

次に、各部・各委員会 令和2年度下半期事業実施計画について、審議が行われ原案どおり可決承認された。主な事業計画は次のとおりである。

###### <総務・経理部>

行政書士開業セミナーの開催 令和3年2月11日

###### <広報・監察部>

建設工業新聞に全5段広告掲載 令和3年1月5日

北國新聞に全10段広告掲載 令和3年2月1日

会報いしかわ69号発行 令和3年2月10日

石川県外国人受入サポートセンターLP公開

非行政書士活動調査 保健所

###### <業務部:谷川部長>

HACCP公開セミナー開催 令和3年2月

県土木部監理課との意見交換会 令和3年2月上旬

###### <社会貢献事業部:小山内部長>

持続化給付金等相談、給付対象者確認証発行作業の実施

令和3年1月まで

石川県外国人受入サポートセンターLP公開

###### 出欠状況

###### 出席者

###### 理事

(会長)向井隆郎 (副会長)濱田隆弘、寺分努、森真一郎

(理事)宮川敏彦、小関裕一、谷川竜一、小山内俊平、茅野智男、

今村和宏、宮田貢、前川仁恵、吉田美緒、大森千歌子、近藤守、

西海雅規、岩本美恵子、壁貞利子、高桑雅俊、川本剛生、高村記子、

木原奈緒美、能田真由美

###### 理事外

菅原純平

###### 欠席者 古川久次

## 加賀支部報告

加賀支部 支部長 吉田 義明

新年あけましておめでとうございます。

さて、昨年は新年早々から突然新型コロナ騒動が起こり、公私ともに大混乱の年でした。

今年度の支部の事業は、コロナのおかげで一切の活動が止まってしまいました。

ただ、開催できるか疑心暗鬼でしたが、広報月間での無料相談会だけが10月3日に無事開催することが出来ました。

昨年は例年とは違い、加賀市の広報のみのPR活動しか出来ず、例年の新聞折り込み広告は自粛しました。

一昨年より多少減りましたが、それでも6人の来場がありました。来年度は、大手を振って開催できるよう期待しています。

今年度も残りわずかとなりました。何とか無事支部長の職務が全う出来るよう努力したいと思っておりますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。

## 小松支部報告

小松支部 支部長 武内 弘樹

新年、明けましておめでとうございます。

コロナの影響で大変な状況ですが、会員の皆様にとってこの一年が、いい年であるようにと心からご祈念申し上げます。

さて、支部活動ですが、11月6日(金)に役員、会員の皆様の協力を頂き、研修会を実施することができました。

リモートの研修会ではなく、従来通りでの研修会でしたので、参加者全員がマスクを着用し、会場の入退室時は手指をアルコール消毒し、ソーシャルディスタンスを守り、常時換気をしながらでの開催でした。

参加者の皆様には、不自由な中での研修会でしたが、16名の方が参加されました。会員同士、久しぶりに顔を合わせることができて、大変有意義な時間を過ごすことが

できました。

研修内容ですが、「建設業許可・経営事項審査申請書類作成の実務」で実施しました。また、今回の研修会は、建設業許可に付随した内容で、「経營業務管理責任者の取締役の就退任等」「税務申告上の財務諸表」参加者からの疑問に少しでもお役に立てていただけたらと思ひました。

今後の活動予定といたしまして、コロナ感染状況にもよりますが、少し暖かくなる3月ごろに、研修会を実施する予定です。より多くの会員が参加されると誠に幸いです。

会員の皆様に、なお一層のご指導ご鞭撻をお願ひ申し上げ、令和3年の年頭のご挨拶といたします。

## 金沢支部報告

金沢支部 支部長 濱田 隆弘

日頃は、会員の皆様方には、金沢支部の活動に多大なるご理解及びご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和2年10月3日(土)、10月4日(日)の2日間にわたり、延べ24名の会員の皆様に相談員としてご協力いただき、今年度新しく開業した金沢港クルーズターミナルの展望デッキにおいて無料相談会を開催いたしました。

例年はショッピングセンター等5会場で開催していましたが、今回は新型コロナウイルス感染症防止と相談者及び会員の皆様の安全と安心を確保するという観点から密状態を避けて相談者が殺到しないよう配慮しての開催となります。

消毒液の設置やマスクの着用の徹底はもちろんですが、

アクリル板の設置や相談員にはフェイスシールドの使用をお願いするなど最善の準備と細心の注意を念頭においた初めての経験でした。

特に混乱もなく無事に終える事ができましたことは、当支部会員の皆様お一人お一人のご協力とご理解があったからこそであり、この場をおかりしまして感謝申し上げます。

また、例年、無料相談会の開催と行政書士業務をPRしたチラシを金沢市を中心として周辺市町にも配布を行っております。

チラシの効果もあり令和元年度においては2日間5会場で過去最高の合計232件の相談件数が寄せられましたが、今回は行政書士制度のPRはするものの相談者が殺到しないような配慮が求められておりましたので開催の可否も含め悩みに悩みました。

しかし、このような先行き不透明な状況下だからこそ我々行政書士の存在意義ははかり知れないものであるとの認識は役員一同一致しており、規模の縮小こそあれ開催を中止するとの考えは全くあり得ませんでしたし、必ず我々行政書士を必要とされる方々がいらっしゃるのだと思うと開催しないという判断は絶対にあってはいけません。

チラシも多くの方々にお越しいただくような従来のスタイルから行政書士の使命と業務紹介にとどめたシンプルなスタイルに変更して配布しました。

チラシを通じて一人でも多くの方々に行政書士の社会における役割を知っていただきたい、たとえ、無料相談会にどなたもお越しにならなくても必ず心に響くのだと想いを込めて作成いたしました。

2日間実施した結果、合計34件と前年から大幅に減少しましたが、相談件数ではなくコロナ禍で無事に開催できたという実績自体を成功だと胸を張って断言できます。

相談項目としましては、例年多い遺言や相続に加え、今回はコロナ関連の給付金や補助金関係の相談も多く寄せられました。

さらに、今回新しい試みとしましてリモート相談会にチャレンジいたしました。

全国一斉に開催された広報月間の無料相談会において、中止と判断した単位会もある中、全国で唯一のリモート相談会となりました。

残念ながらリモートでの相談件数は0件でありましたが、たとえ新型コロナウイルスが終息したとしても、リモート相談は新しい行政書士の相談スタイルであると確信しております。

当支部では、早速、その後の月例無料相談会にもリモート相談を導入しており、今回の広報月間で得た反省と課題を解決し他の支部や他の単位会のモデルとなるように鋭意研究を重ねて標準化してまいりたいと思います。

無料相談会において、ある相談者の方から「今日まで不安で不安でなりませんでした。このような機会をいただき大変助かりました。こんなご時世に開催していただいて本当にありがとうございました。」と感謝の言葉をいただき、逆に勇気づけられ、胸が熱くなりました。

先が見えない世の中、藁をもすがる思いで誰かに頼りたいという方々がお一人でもいらっしゃる限り、我々行政書士は必要とされお役に立てるのだと強く感じました。

新しい年を迎えても未だ猛威を振るう新型コロナウイルスによって誰も将来を予測することすらできません。

どんな世の中になっても時代から求められる行政書士とは何かを常に心に刻みながら支部の運営を執り行ってまいりたいと思いますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 七尾支部報告

七尾支部 支部長 寺分 努

まず、令和元年10月4日(日)に行われた広報月間無料相談会につきまして、ご報告致します。七尾支部では、今

回の広報月間無料相談会は、七尾市文化ホール(七尾サンプラザ)の会議室にて開催致しました。例年、ア

ル・プラザ鹿島で開催していましたが、今回は、コロナ禍ということもあり、密になりやすいショッピングセンターを避け、会場にはコロナウイルス対策グッズを設置し、来場者は全て検温・手指消毒し、連絡先等をお聞きする等、万が一に備えました。相談件数は昨年の20件から9件に減少したものの、落ち着いて相談に対応出来たので、その点は良かったのではないかと思います。

広報月間に先立って、支部役員の方々に各行政機関を巡回していただき、警告プレートの設置と、今年度は本会



広報・監察部作成の“非行政書士排除”警告チラシの設置のお願いも致しました。概ね協力的であったように思います。

例年ですと、輪島支部さんとの合同研修会を温泉旅館で開催していましたが、コロナ禍のため、なかなか計画が立てづらい状況となっております。今後の支部行事の予定も流動的となっておりますが、なんとか年度内には研修会を、どのような形であれ開催したいと考えておりますので、その際には、是非、ふるって参加いただきますよう、お願い申し上げます。



## 輪島支部報告

輪島支部 支部長 大森 千歌子

新年おめでとうございます。

日頃は当支部活動にご理解とご協力をいただきまして有難うございます。

令和2年度後期支部活動報告と今後の計画についてお知らせいたします。

後期事業報告

### 1・支部役員会の開催

日 時 令和2年9月11日(金)16:00～

場 所 のと吉会議室

協議事項 行政書士広報月間における活動について

### ○面談による無料相談会の開催について

場 所 輪島ショッピングセンターファミイ

相 談 員 相談員の確認、服装、相談会での心得等について

無料相談会当日の会場準備について

○官庁及び事業所へのポスター配布と掲示の依頼について  
担当者分担により、官庁及び事業所に持参し掲示の依頼をする

### 2. 広報月間における面談による無料相談会開催

日 時 令和2年10月4日(日)10:00～16:00

場 所 輪島ショッピングセンターファミイ 1階

相談員 4名

○相談件数 遺言・相続・相続税について 4件  
契約について 1件

### ○相談会を何で知りましたかの問いに対し

地域のチラシ(2)自治体の広報紙(3)新聞広告(2)  
広報手段としては、いずれも欠かせないと思っておりますが、今回、珠洲市の広報を見て相談会の開催を知り、珠洲市から来ましたと聞き、毎年快く広報紙に掲載していただいている市や町に感謝したいと思います。

今後の計画

### 1・支部役員会

日 時 令和3年3月(日時未定)

協議事項 令和3年度輪島支部定時総会について

○定時総会提出議案の検討と総会の日程、場所の選定

## 新しい11人の仲間紹介



■金沢支部  
■令和2年7月15日入会  
■事務所所在地 金沢市博労町68番地  
岡田レンタルビル  
TEL.076-264-2630

### 野村 和宏 (のむら かずひろ)

令和2年7月に行政書士登録いたしました野村和宏と申します。金沢市内で税理士として仕事をしてきましたが、より一層のサービスを提供するために行政書士登録しました。持続化給付金の申請支援等から業務を開始しておりますが、行政書士の業務範囲は広く、今後研修等に参加し勉強していきたいと考えております。

諸先輩方のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。



■七尾支部  
■令和2年8月1日入会  
■事務所所在地 七尾市国分町力2番地2  
タウニィ谷内201号室  
TEL.0767-58-3286

### 多賀 聖道 (たが きよみち)

令和2年8月に行政書士登録させていただきました多賀聖道と申します。

開業以前は東京でIT関連の仕事に従事しており地元に戻ってからは地元企業に勤め、社会経験を積ませていただきました。

これからも多くを学び、諸先輩方に近づけるよう努力していく所存でございます。



■金沢支部  
■令和2年8月15日入会  
■事務所所在地 金沢市高島2丁目63番地1  
TEL.076-256-3844

### 扇 諒介 (おうぎ りょうすけ)

はじめまして、令和2年8月に行政書士登録をさせていただきました、扇 諒介と申します。行政書士の実務に関して、まだまだ至らない点が多く楽しみより不安の気持ちのほうが大きいですが、市民のみなさまと行政の良き懸け橋となれるよう日々の研鑽と業務に取り組んでいきたいとおもいます。諸先輩方々、何卒ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。



■金沢支部  
■令和2年9月1日入会  
■事務所所在地 河北郡内灘町字鶴ヶ丘  
2丁目161番地1  
TEL.076-255-2392

### 小泉 尚美 (こいずみ なおみ)

この度、令和2年9月に登録させていただいた小泉尚美と申します。年金業務に携わってきた経験を生かして行政書士業務をやっていきたくております。登録してからいろいろ先輩方に経験談をお聞きし、毎回勉強になることばかりです。

何卒これからもご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。



■金沢支部  
■令和2年9月1日入会  
■事務所所在地 野々市市本町五丁目11番17号  
MKKビル408号  
TEL.076-259-6076

### 小林 花代 (こばやし はなよ)

相談者の方の課題を解決させていただけるよう精進します。ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。



■金沢支部  
■令和2年9月15日入会  
■事務所所在地 金沢市城南2丁目42番22号  
TEL.076-262-3262

### 松井 兼 (まつい かねる)

このたび、行政書士登録させていただいた松井兼と申します。行政書士業務は想像以上に広範囲に及び、かつ難易度も高く、重要な案件が多いと実感しております。若輩ながら、皆様のご指導をいただきながら努力してまいります。

今後ともよろしくお願ひいたします。



■金沢支部  
 ■令和2年10月2日入会  
 ■事務所所在地 金沢市彦三町1丁目13番41号  
 TEL.076-261-3245

**鈴木 浩史** (すずき ひろし)

この度入会させていただきました、鈴木浩史でございます。税理士業務を30数年間務めてまいりましたが、業務を行う中で行政書士業務との関りを強く感じており、この度入会させていただきました。

行政書士業務は、非常に守備範囲が広く、そこに大きな可能性を感じているのは私だけではないと思っております。

先輩諸兄の築かれた社会的信用を礎として業務を行ってまいり所存ですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。



■金沢支部  
 ■令和2年10月2日入会  
 ■事務所所在地 白山市田中町62番地7  
 TEL.076-274-6971

**高倉 祐二** (たかくら ゆうじ)

白山市田中町で細々と税理士業を営んでおります。業種的に行政書士と重なる部分も多いので登録しました。顧問先のお役にたてるよう研鑽を重ねていきたいと思っております。諸先輩方どうぞよろしくお願いいたします。



■金沢支部  
 ■令和2年11月1日入会  
 ■事務所所在地 金沢市西泉1丁目49番地  
 メーム西泉II106号  
 TEL.076-243-7714

**島村 真由美** (しまむら まゆみ)

初めまして。令和2年11月に行政書士登録しました島村真由美と申します。

行政書士事務所で、経験を積むなかで、行政書士としての仕事に魅力を感じ、このたび開業を決意しました。

「生涯勉強」の精神で、先輩先生方からご指導、ご助言を頂きながら、全力で業務に邁進して参ります。

今後とも、よろしくお願い致します。



■小松支部  
 ■令和2年11月1日入会  
 ■事務所所在地 小松市本町2丁目10番地  
 TEL.0761-21-7022

**我妻 龍佑** (わがつま りゅうすけ)



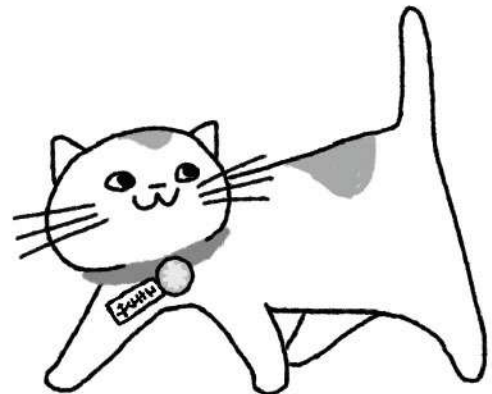
■金沢支部  
 ■令和2年11月15日入会  
 ■事務所所在地 金沢市上近江町8番地1  
 TEL.076-262-6355

**荒木 文雄** (あらかい ふみお)

この度、令和2年11月に行政書士登録をしました荒木文雄と申します。

行政書士業務の範囲は広く、わからないことばかりです。皆様のご指導をいただきながら、早く業務を習得できるよう精進したいと思っております。

よろしくお願い致します。

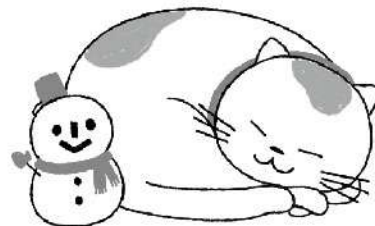


7月 2日(木)	外国人の為の無料相談会	国際交流協会	2名
7月 2日(木)	新規登録希望者面談 1名	本会会議室	1名
7月 6日(月)	第1回広報・監察部 メディア広報月間グループ会議	各事務所 (Zoom)	4名
7月 7日(火)	第5回部長会	各事務所 (Zoom)	11名
7月 8日(水)	シェイクアウトいしかわ	本会会議室	2名
7月 9日(木)	CM 打合せ	各事務所 (Zoom)	5名
7月10日(金)	中地協第1回担当者会議	各事務所 (Zoom)	2名
7月11日(土)	第2回理事会	各事務所 (Zoom)	23名
7月14日(火)	月例無料相談会 (白山)	白山市役所	1名
7月16日(木)	第1回支部長会	各事務所 (Zoom)	8名
7月16日(木)	月例無料相談会 (金沢市役所)	金沢市役所	2名
7月17日(金)	月例無料相談会 (野々市市役所)	野々市市役所	1名
7月17日(金)	新規登録者登録伝達式 1名	本会会議室	2名
7月17日(金)	新規登録者職務上請求書研修	本会会議室	1名
7月17日(金)	第1回特定行政書士研修・考査実施対策特別委員会	本会会議室	4名
7月17日(金)	第3回70周年記念事業実行委員会	各事務所 (Zoom)	7名
7月20日(月)	農地国土開発研究会	本会会議室・各事務所 (Zoom)	6名
7月21日(火)	月例無料相談会 (内灘)	内灘町役場	1名
7月21日(火)	民事法務研究会	各事務所 (Zoom)	3名
7月22日(水)	入管業務研修会	各事務所 (Zoom)	41名
7月27日(月)	新規登録希望者面談 1名	本会会議室	1名
7月28日(火)	新規登録者登録伝達式 1名	本会会議室	2名
7月28日(火)	新規登録者職務上請求書研修	本会会議室	1名
7月28日(火)	新規登録希望者面談 1名	本会会議室	1名
7月29日(水)	持続化給付金等申請支援	本会会議室	2名
8月 1日(土)	第1回特定行政書士法定研修	本会会議室	3名
8月 3日(月)	石川県防災総合訓練第1回打ち合わせ会議	地場産本館第1研修室	2名
8月 5日(水)	新規登録希望者面談 1名	本会会議室	1名
8月 5日(水)	持続化給付金等申請支援	本会会議室	2名
8月 6日(木)	外国人の為の無料相談会	国際交流協会	2名
8月 6日(木)	相続業務委託契約研修会	各事務所 (Zoom)	39名
8月 7日(金)	石川県士業団体協議会第1回定例会	各事務所 (Zoom)	3名
8月 7日(金)	第2回中地協理事会	各事務所 (Zoom)	1名
8月11日(火)	月例無料相談会 (白山)	白山市役所	1名
8月12日(水)	持続化給付金等相談会	本会会議室	2名
8月18日(火)	月例無料相談会 (内灘)	内灘町役場	1名
8月18日(火)	新規登録者登録伝達式 1名	本会会議室	2名
8月18日(火)	新規登録者職務上請求書研修	本会会議室	1名
8月18日(火)	新規登録希望者面談 1名	本会会議室	1名
8月19日(水)	第2回業務部会	各事務所 (Zoom)	11名
8月20日(木)	月例無料相談会 (金沢市役所)	金沢市役所	2名
8月20日(木)	第1回広報・監察部会	各事務所 (Zoom)	12名
8月24日(月)	新規登録者登録伝達式 1名	本会会議室	2名
8月24日(月)	新規登録者職務上請求書研修	本会会議室	1名
8月25日(火)	第2回総務・経理部会	各事務所 (Zoom)	10名
8月25日(火)	職務上請求書確認作業 経理審査6.7月	本会事務局	3名
8月27日(木)	月例無料相談会 (津幡)	津幡町文化会館シグナス	1名
8月28日(金)	第1回ICT特別委員会	各事務所 (Zoom)	4名
9月 2日(水)	新規登録希望者面談 2名	本会会議室	1名
9月 2日(水)	広報・監察部 打合せ	日本エージェンシー	3名
9月 2日(水)	持続化給付金等申請支援	本会会議室	2名
9月 3日(木)	外国人の為の無料相談会	国際交流協会	2名
9月 7日(月)	新規登録者登録伝達式 2名	本会会議室	2名
9月 7日(月)	新規登録者職務上請求書研修	本会会議室	1名
9月 8日(火)	第2回広報・監察部 メディア広報月間グループ会議	各事務所 (Zoom)	4名
9月 8日(火)	第1回広報G記念誌メンバー会議	各事務所 (Zoom)	3名
9月 9日(水)	持続化給付金等相談会	本会会議室	2名
9月10日(木)	建設産廃業務研究会	本会会議室	2名
9月11日(金)	第6回部長会	各事務所 (Zoom)	8名
9月15日(火)	月例無料相談会 (内灘)	内灘町役場	1名
9月15日(火)	民事法務研究会	各事務所 (Zoom)	3名
9月15日(火)	第1回行政書士試験対策委員会	各事務所 (Zoom)	6名
9月16日(水)	農地国土開発研究会	各事務所 (Zoom)	4名
9月17日(木)	国際業務研究会	各事務所 (Zoom)	16名
9月17日(木)	中小企業支援業務研究会	各事務所 (Zoom)	8名
9月17日(木)	月例無料相談会 (金沢市役所)	金沢市役所	2名



9月18日(金)	業務研修会	各事務所 (Zoom)	50名
9月23日(水)	持続化給付金等相談会	本会会議室	2名
9月24日(木)	新規登録者登録伝達式 1名	本会会議室	2名
9月24日(木)	新規登録者職務上請求書研修	本会会議室	1名
9月25日(金)	コスモス成年後見SC定時総会	ITビジネスプラザ 5階 研修室1	1名
9月28日(月)	報道機関表敬訪問	県内報道機関各社	3名
9月30日(水)	新規登録希望者面談 1名	本会会議室	1名
10月 1日(木)	外国人の為の無料相談会	国際交流協会	2名
10月 1日(木)	一日合同行政相談所	津幡町文化会館シグナス	1名
10月 2日(金)	新規登録希望者面談 1名	本会会議室	1名
10月 2日(金)	電話無料相談会	本会会議室	9名
10月 3日(土)	電話無料相談会	本会会議室	8名
10月 4日(日)	電話無料相談会	本会会議室	8名
10月 5日(月)	建設業本会研修会	各事務所 (Zoom)	48名
10月 7日(水)	新規登録希望者面談 1名	本会会議室	1名
10月 7日(水)	持続化給付金等申請支援	本会会議室	2名
10月 8日(木)	白山市一日合同行政相談所	市民交流センター	2名
10月10日(土)	特定行政書士研修考査検討会	本会会議室	4名
10月14日(水)	新規登録者登録伝達式 2名	本会会議室	2名
10月14日(水)	新規登録者職務上請求書研修	本会会議室	1名
10月14日(水)	月例無料リモート相談会 (金沢)	石川県繊維会館2階	2名
10月15日(木)	月例無料相談会 (かほく市)	ほのぼの健康館	1名
10月15日(木)	月例無料相談会 (金沢市役所)	金沢市役所	2名
10月17日(土)	特定行政書士研修考査準備	本会会議室	4名
10月18日(日)	特定行政書士研修考査	本会会議室	4名
10月20日(火)	入管コンプライアンス業務研修会	各事務所 (Zoom)	29名
10月20日(火)	月例無料相談会 (内灘)	内灘町役場	1名
10月22日(木)	月例無料相談会 (野々市市役所)	野々市市役所	1名
10月23日(金)	第3回中地協理事会	ザ・グランユアーズフクイ	1名
10月23日(金)24日(土)	日行連と中地協各単位会との連絡会	福井パレスホテル	3名
10月26日(月)	令和2年度行政書士試験監督員等説明会	金沢港クルーズターミナル	30名
10月28日(水)	第3回業務部会	各事務所 (Zoom)	10名
10月29日(木)	第3回総務・経理部会	各事務所 (Zoom)	8名
10月29日(木)	経理審査8. 9月	本会会議室	3名
10月29日(木)	志賀町・七尾市・中能登町・宝達志水町・羽咋市農業委員会訪問	各農業委員会	3名
10月29日(木)	国際業務研究会	各事務所 (Zoom)	13名
10月30日(金)	第2回正副部長会	各事務所 (Zoom)	6名
10月30日(金)	第2回社会貢献事業部会	各事務所 (Zoom)	12名
11月 2日(月)	新規登録希望者面談 1名	本会会議室	1名
11月 2日(月)	第2回行政書士試験対策委員会	本会会議室	7名
11月 4日(水)	持続化給付金等申請支援	本会会議室	2名
11月 4日(水)	第3回記念事業G会議	各事務所 (Zoom)	7名
11月 4日(水)	第2回ICT特別委員会	各事務所 (Zoom)	4名
11月 5日(木)	外国人の為の無料相談会	国際交流協会	2名
11月 7日(土)	第7回部長会	各事務所 (Zoom)	12名
11月 8日(日)	令和2年度行政書士試験	金沢医療技術専門学校	31名
11月 9日(月)	第2回石川県外国人材受入サポートセンター会議	各事務所 (Zoom)	6名
11月10日(火)	月例無料相談会 (白山市)	白山市役所	1名
11月10日(火)	新規登録者登録伝達式 2名	本会会議室	2名
11月10日(火)	新規登録者職務上請求書研修	本会会議室	1名
11月11日(水)	11/24開催の丁種封印会員に対する考査の立案・検討	川本事務所	2名
11月12日(木)	建設産廃業務研究会	本会会議室	2名
11月16日(月)	第1回官民業務受託調査特別委員会	本会会議室	5名
11月16日(月)	自動車運輸関係業務研究会	各事務所 (Zoom)	9名
11月16日(月)	建設工業新聞打合せ	本会会議室	2名
11月17日(火)	第3回行政書士試験対策委員会	本会会議室	7名
11月17日(火)	月例無料相談会 (内灘)	内灘町役場	1名
11月17日(火)	民事法務研究会	各事務所 (Zoom)	4名
11月18日(水)	第8回部長会	各事務所 (Zoom)	12名
11月19日(木)	月例無料相談会 (金沢市役所)	金沢市役所	2名
11月19日(木)	月例無料相談会 (かほく市)	ほのぼの健康館	1名
11月19日(木)	中小企業支援業務研究会	各事務所 (Zoom)	11名
11月24日(火)	新規丁種会員への研修および考査	本会会議室	2名
11月24日(火)	石川県労働企画課との打合せ	石川県庁労働企画課	1名
11月25日(水)	職務上請求書確認作業	本会会議室	3名
11月27日(金)	月例無料相談会 (野々市市役所)	野々市市役所	1名

11月28日(土)	第2回理事会	各事務所 (Zoom)	24名
11月30日(月)	新規登録者登録伝達式 1名	本会会議室	2名
11月30日(月)	新規登録者職務上請求書研修	本会会議室	1名
11月30日(月)	建設業務研修会	金沢市ものづくり会館	42名
11月30日(月)	新規登録者登録伝達式 1名	本会会議室	2名
11月30日(月)	新規登録者職務上請求書研修	本会会議室	1名
12月 2日(水)	持続化給付金等申請支援	本会会議室	2名
12月 3日(木)	丁種封印実務研修	本会会議室	2名
12月 3日(木)	外国人の為の無料相談会	国際交流協会	2名
12月 7日(月)	中地協各単位の担当者会議	各事務所 (Zoom)	3名
12月 8日(火)	金沢市監理課来所	本会会議室	3名
12月10日(木)	自動車運輸関係業務研究会	本会会議室	6名
12月11日(金)	新規登録者登録伝達式 2名	本会会議室	2名
12月11日(金)	新規登録者職務上請求書研修	本会会議室	1名
12月11日(金)	新規登録希望者面談 1名	本会会議室	1名
12月14日(月)	第3回広報・監察部 メディア広報月間グループ会議	各事務所 (Zoom)	4名
12月15日(火)	月例無料相談会 (内灘)	内灘町役場	1名
12月16日(水)	新規登録希望者面談 2名	本会会議室	1名
12月16日(水)	職務上請求書確認作業	本会事務局	3名
12月16日(水)	経理審査10. 11月	本会会議室	3名
12月16日(水)	出前講座講師派遣	粟津町会館	2名
12月17日(木)	国際業務研究会	各事務所 (Zoom)	12名
12月17日(木)	月例無料相談会 (金沢市役所)	金沢市役所	2名
12月17日(木)	月例無料相談会 (かほく市)	ほのぼの健康館	1名
12月17日(木)	建設業務研修会	各事務所 (Zoom)	25名
12月18日(金)	第3回広報・監察部正副部長会	各事務所 (Zoom)	6名
12月25日(金)	月例無料相談会 (野々市市役所)	野々市市役所	1名



## 会費の納入について (お願い)

日頃、会の運営につきましては格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、令和2年度分会費未納の方にご請求申し上げます。

何かとご多忙のことと存じますが、下記へ至急納入賜りたくよろしくお願い申し上げます。  
なお、併せて当会政治連盟会費の未納の方も下記へ納入お願い申し上げます。

### 記

#### 1. 石川県行政書士会

令和2年度会費 金 72,000 円

納入方法 払込取扱票により納入下さい

お振込先 石川県庁内郵便局

口座番号 00750-6-55558

口座名義 石川県行政書士会

#### 2. 日本行政書士政治連盟

令和2年度会費 金 5,400 円

納入方法 払込取扱票により納入下さい

お振込先 石川県庁内郵便局

口座番号 0072-1-74073

口座名義 日本行政書士政治連盟石川県支部

## 会員の動き

### 【新規登録事項】 11名

登録年月日	所属支部	氏名	事務所所在地	電話番号
R2. 7.15	金沢	野村 和宏	金沢市博労町68番地 岡田レンタルビル	076-264-2630
R2. 8. 1	七尾	多賀 聖道	七尾市国分町カ2番地2 タウニィ・谷内201号室	0767-58-3286
R2. 8.15	金沢	扇 諒介	金沢市高島2丁目63番地1	076-256-3844
R2. 9. 1	金沢	小泉 尚美	河北郡内灘町字鶴ヶ丘2丁目161番地1	076-255-2392
R2. 9. 1	金沢	小林 花代	野々市市本町五丁目11番17号 MK Kビル408号	076-259-6076
R2. 9.15	金沢	松井 兼	金沢市城南2丁目42番22号	076-262-3262
R2.10. 2	金沢	鈴木 浩史	金沢市彦三町1丁目13番41号	076-261-3245
R2.10. 2	金沢	高倉 祐二	白山市田中町62番地7	076-274-6971
R2.11. 1	金沢	島村 真由美	金沢市西泉1丁目49番地 メーム西泉Ⅱ 106号	076-243-7714
R2.11. 1	小松	我妻 龍佑	小松市本町2丁目10番地	0761-21-7022
R2.11.15	金沢	荒木 文雄	金沢市上近江町8番地1	076-262-6355

### 【事務所所在地変更】 7名

受理年月日	所属支部	氏名	新事務所所在地	電話番号
R2. 8.14	金沢	森 眞一郎	金沢市西都2丁目50番地 リメッサ・ミーアセイト101	076-208-4094
R2. 8.31	金沢	古川 逸人	金沢市金石東1丁目3番17号 メゾンドソレイユ・102号	076-255-2227
R2.10.15	金沢	小泉 和平	河北郡内灘町字鶴ヶ丘2丁目161番地1	076-255-2392
R2.10.15	輪島	波座 行一	輪島市河井町17部1番地	0768-22-8550
R2.11.13	金沢	大森 厚司	金沢市増泉1丁目19番34号サンプラザノアビル 4階	076-208-3380
R2.11.30	金沢	中田 文夫	金沢市新神田2丁目14番21号	076-227-9098
R2.11.30	金沢	中田 陽介	金沢市新神田2丁目14番21号	076-227-9098

### 【退会者】 3名

受理年月日	所属支部	氏名	退会理由
R2. 7.26	金沢	米川 敏夫	ご逝去
R2. 9.30	七尾	羽部 外治	廃業
R2.12.31	輪島	根畑 眞一	廃業

※米川敏夫様（金沢支部）のご冥福をお祈り申し上げます。



## 会員のコーナー

### 「出生届記載事項証明書」

金沢支部 明石 弘貴

人が生まれた時は、十四日以内に、市区町村役場へ父母等が出生届を提出します。しかし、自分の出生届（そのコピーも含めて）を見たことがある人は、ほとんどいないのではないかと思います。

ところが、帰化許可申請手续をする場合、特別永住者等の日本で出生した外国人については、本人及び兄弟の出生届記載事項証明書の提出が必要です。

出生届記載事項証明書とは、生まれた時に提出された父母等が記載した出生届出書の写しに市区町村長が発行証明をしたものです。

この出生届記載事項証明書を取得して本人に見せると、もちろんそれを見るのは初めてであり、多くの人はとても

感慨深げな表情をします。時には、既に亡くなった父親が書いたものなどもあり、そんな時は「この字は間違いなく父親の書いたものです」と言って、しばらくの間ジッと見つめている人もいます。

ほとんどの人は実際に見ることはないかもしれない出生届記載事項証明書は、自分の起源の証明書と言えるものかもしれません。そう考えると、仕事上で、依頼者本人の起源に触れ、日本人という新たな起源を開始させるお手伝いができる帰化許可申請業務は、依頼者の人生上の重要な節目に関わらせていただくという特別な感覚があり、私の好きな業務の一つです。

そして、出生届記載事項証明書を取得する度に、「この人の今までの半生に一つのピリオドを打ち、ここから新たに始まる人生が幸せなものとなりますように」と願わずにはられません。

### 「行政書士法改正の一考察」

金沢支部 的場 晴次

令和元年12月4日「行政書士法の一部を改正する法律」が公布され、施行は公布の日から1年6か月後と決まりました。

この改正で行政書士法第一条の目的に「国民の権利利益の実現に資すること」との一文が追加されました。行政書士の業務には「官公署に提出する書類その他権

利義務又は事実証明に関する書類の作成」と定められています。そこに、今回の改正で「国民の権利利益の実現に資すること」が追加されました。

「国民の権利利益の実現に資する」とは例えば将来的に婚姻、養子縁組、親子関係等に関する事件等の家庭裁判所への申し立ても可能となるかもしれない。（これらの問題に関しては日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会との調整が必要となります。）

何れにしろ、今回の行政書士法改正で行政書士業務の拡大に繋がることを期待したい。

## 短 歌

輪島支部 大森 千歌子

### 「コロナ禍」

コロナ禍を恐れて暮らす生活は	いつまで続く味気なき日々
マスクして歩く人々お互いに	顔確かめて挨拶交わす
親友と電話で話すことあれば	会うこと許さぬコロナ恨めし
コロナ禍で年中行事様が変わり	後々の事憂うるばかり
全世界コロナで一年終わったり	期待ふくらむ新しき年

### 岩本美恵子

小関部長、中村リーダーのもとでの会報誌作成、69号は、その集大成です。コロナ関連のこれまでと、そしてこの先への継承、石川会の歴史など、懐かしく読み返す日がくることでしょう。ということで、今号も永久保存版です！

### 片山 義宏

新型コロナウイルス感染拡大により活動が制約される中、会報いしかわNo.69は、前号に引き続き中身の詰まった会報になったと思います。この困難な状況下で、執行部並びに会務に励まれている先生方に敬意を表します。

### 壁 眞利子

次期の広報・監察部メンバー、このままスライドしませんか？

### 茅野 智勇

広報・監察部の監察担当として「監察・茅野が斬る」を計3回もさせていただきまして、ありがとうございます。「斬る」の意味を調べますと「刃物などで斬りつける、または殺す。／遠慮なく批判する。」だそうです。怖いですね。内容として「斬る」には程遠く、遠慮・配慮に満ち溢れたものですが、このタイトル発案者は中村会報リーダーです。

### 小関 裕一

粛々と進行するかと思いきや、コロナ禍の影響で各会員の業務が多忙になる中、2年に一度の指名願い定時申請と重なったことも影響したのか、1月に入っても原稿の半分も集まっていないう、過去4回で最も追い込まれた状況となりました。そこから、状況を打開するためテキパキと指示を出す中村リーダー。そしてそれを支える会報Gのメンバー。最後は、広報・監察部一致団結して、無事当初計画通りの会報いしかわが完成しました。素晴らしいチームと2年間一緒にできたことを実感した、最後の会報でした。皆さん2年間ありがとうございました。

### 高桑 雅俊

前号に続き、「コロナ禍と石川県行政書士会」の記事を担当しました。後手後手に回る国等の対応を嘲笑うかのように刻々と確実に新型コロナウイルスは感染拡大し、原稿締切を迎える頃には急速に感染者数は増え、医療崩壊の危機が日に日に現実味を帯びておりました。同時にコロナ禍で困っている方に、行政書士がお役に立てることは何であろうかと自問する、そんな原稿執筆作業でした。

### 田中 傑

今回で会報作成を担当したのは、2回目でした。資料を読み込んで、自分で色々考えて、みんなで議論して、いろいろな仮説を試して、また、考えて…。とても面白いものでした。この会報を通して、少しでも伝わると幸いです。

### 寺分 努

66号から69号の会報は、部員個人名がタイトルに入る「茅野が斬る」「どす壁」、会報の歴史を全て網羅するコーナー等のシリーズものや、新型コロナウイルスの発生状況と本会活動をリンクさせるコーナーなど、今までにない画期的な内容で盛り沢山の内容でした。伝えるべきことは伝えるというスタンスは崩さずに、ここまでの会報誌に仕上げさせていただいた我々が中村会報リーダー、小関広報・監察部長、部員の皆様方にこの場をお借りして感謝申し上げます。2年間、ありがとうございました！

### 中村 敏彦

今期4回目最後の会報です。小関部長時代の斬新で充実した会報4冊は、石川会会報の歴史に、しっかりとその足跡を残せたのではないかと思います。広報・監察部の皆様のご協力に改めて感謝申し上げます。2年間、ありがとうございました。

会報グループ輪島会議も幻となったコロナ禍中の会報を、のんびりと読み返すことの出来る、収束後の穏やかな時が早く訪れますように。

最後に、会報グループの皆さん「楽しかったね」「ありがとう」。

### 前川 仁恵

令和2年度は全てがコロナ感染症の影響で、生活・活動の制限を強いられた1年でした。その中で想像もつかなかった新しい生活様式の実践をこの時代を生き残るため新しい慣習とする新たな出発の1年でした。そして広報・監察部が発行する「会報いしかわ」も企画・部会の運営・連絡方法など新たな運用方法をとることとなりました。新しいシステムに乗り遅れがちな私でしたが、部員の皆様の寛容な対応のおかげで何とかこの号も乗り切ることができました。

部長はじめ、皆様方に感謝いたします。ありがとうございました。また、広報誌をご覧になられた会員の皆様、2年間ありがとうございました。

### 宮田 貢

会報いしかわの内容、デザイン、想いがみんなの総力で魅力あるものに仕上がっており、読みごたえがあるNo.69になっていると思います。今後とも広報・監察部の活動にご協力お願い申し上げます。

### 吉田 美緒

「広報をやる人間は、明るくないとダメだ」そう自分に言い聞かせた2年前。先が見えない毎日の中で、2年間変わらず前を向いて明るくいられたのは、ゼロからイチを生み出す石川会の広報にひたすら関わり続けることが出来たからだと思います。本当に充実した2年間でした。広報活動にご協力頂いた皆様、この会報を隅々まで読んでくださった皆様、本当にありがとうございました。

## 編集後記 12

敬務略・五十音順

## 令和元・2年度 広報・監察部 Monument



1段目左から、寺分副会長、中村部員、田中部員  
2段目左から、壁 部員、小関部長、吉田副部長  
3段目左から、高桑部員、片山相談役、岩本部員  
4段目左から、前川部員、茅野副部長、宮田部員  
※第68号で掲載した画像を加工処理

コロナ禍でリモート会議先駆け時の広報・監察部12人。記念碑として遺します。

# Bande

新しい会報いしかわの愛称。ドイツ語で「つながり」という意味。英語だとバンド。会報発行を通して会員同士の繋がりが、市民国民との繋がりを大切にしたいという想いを込めました。

■表紙:「物」シリーズ④ 行政書士会鉛筆とパズルパーツ

## 会報いしかわ 第69号

発行日 令和3年2月10日  
発行人 会 長 向井 隆郎  
          広報・監察部長 小関 裕一  
発行所 石川県行政書士会  
          〒920-8203  
          石川県金沢市鞍月2丁目2番地  
          石川県繊維会館3階  
          TEL 076-268-9555  
          FAX 076-268-9556

E-mail:office@ishikawagyousei.org  
URL:http://www.ishikawagyousei.org/



このポスターは、宝くじの社会貢献広報事業として  
助成を受け作成されたものです。



藤木 浩人

# 行政書士は 頼れる街の法律家

行政書士制度は70周年を迎えます

行政書士は、さまざまな許可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします！



**日本行政書士会連合会** 後援：総務省  
Japan Federation of Certified Administrative Procedure Legal Specialists Association

**70**  
ANNIVERSARY

令和2年度 行政書士制度広報月間10月1日～10月31日

官公署に提出する書類、  
権利義務・事実証明に関する書類の作成は  
行政書士の業務です。

## 【行政書士が取り扱う業務の一部】

- 建設業許可 ○経営規模等評価申請 ○在留資格・帰化申請 ○古物商許可
- 風俗営業許可 ○農地法許可 ○開発許可 ○産業廃棄物処理業許可
- 貨物・旅客自動車運送事業許可 ○各種法人設立 ○各種契約書作成
- 内容証明・クーリングオフ ○相続・遺言に関する手続 ○自動車登録・車庫証明